

第2章 中部地方の地方公共団体における地球温暖化対策の状況

中部地方の主な地方公共団体において現在進められている地球温暖化対策の状況について把握した。

中部地方の各県（7 県）と主要市（政令指定都市である名古屋市、中核市である長野市、富山市、金沢市、岐阜市、豊田市、豊橋市及び岡崎市、特例市である松本市、福井市、春日井市、一宮市、四日市市並びに津市の計 14 市）等を対象として、既存資料等を基に地球温暖化対策の状況に関する整理を行った。さらに、各県及び名古屋市に対してはヒアリング調査を実施し、それぞれにおいて設定している温室効果ガス削減目標の達成に向けた対策についての分析等を行った。

2.1 中部地方の各県・政令指定都市における地球温暖化対策の状況

中部地方の各県（7 県）と政令指定都市である名古屋市について、ヒアリング調査結果も踏まえて、以下に整理した。

なお、施策・取組の整理方法については、次のとおりである。

【各県及び名古屋市における施策・取組の整理方法について】

地球温暖化防止に関連する施策・取組については、例えば道路建設・まちづくりや廃棄物対策等の広範なものがあるが、ここでは主として地球温暖化対策を所管している部署が実施している主要な施策・取組を対象にした。また、基本的には国が実施している対策は除き、地方公共団体における独自の対策を対象にした（他の地方公共団体と連携して取組む広域的な対策(例：省エネキャンペーン等)は対象にした）。

各県及び名古屋市が温室効果ガス削減目標の達成に向けて取組んでいる主な施策・取組の内容について、部門別（産業、運輸、家庭、業務等）及び施策実施手法（規制的手法、自主的取組促進等）の分類により整理した。

施策実施手法の分類については、環境省の「地方公共団体による地球温暖化関連施策」（平成 20 年 3 月）と同様に、次のとおり 6 分類とした。

【施策実施手法の分類】

○規制的手法（条例等）

条例等に規定して対策を義務付ける手法。例えば、「温室効果ガス排出削減計画書・報告書制度」は、計画書の作成等を義務付けるもので、温室効果ガス排出削減そのものを義務付けるものではないが、ここに含めた。また、「アイドリングストップ」義務付け等のように、条例に規定されているが罰則規定がないものも、ここに含めた。

○自主的取組促進

地方公共団体と域内の事業者の紳士協定等に基づき、事業者の自主的な取組を促す手法。エコ事業所の認定等、民間事業者の取組に対する地方公共団体の認定事業

も含めた。

○ラベリング手法

独自の基準により製品・商品の環境性能の表示義務を課す等により、市場での差別化を図る手法。

○経済的手法

環境性能の優れるものに対して、金銭的なインセンティブ（補助金、低利融資等）を与える手法。

○普及啓発手法

情報提供等による普及啓発を通じて、取組を促進させる手法。

○横断的施策等

上記のいずれの分類にも属さない、部門横断的な総合的施策、その他 等。

2.1.1 富山県

(1)地球温暖化対策に関連する条例、計画

富山県では、下記の条例と計画等に基づいて、地球温暖化対策を実施している。特に、平成16年3月に策定した「とやま温暖化ストップ計画（富山県地球温暖化対策推進計画）」が中心となる計画である。この計画は、国の京都議定書の受諾に伴い、地球温暖化対策を地域レベルで計画的・体系的に推進するために策定したもので、温室効果ガス削減目標と、具体的な行動指針・対策等について定めている。

【主な条例】

- ・ 富山県環境基本条例（平成7年12月） 等

【主な計画】

- ・ 富山県地球環境保全行動計画（平成10年3月）
- ・ 富山県環境基本計画（平成16年3月）
- ・ とやま温暖化ストップ計画（富山県地球温暖化対策推進計画）（平成16年3月）
- ・ 元気とやま創造計画（富山県総合計画）（平成19年6月）
- ・ 新県庁エコプラン（地球温暖化防止のための富山県庁行動計画）（平成18年8月） 等

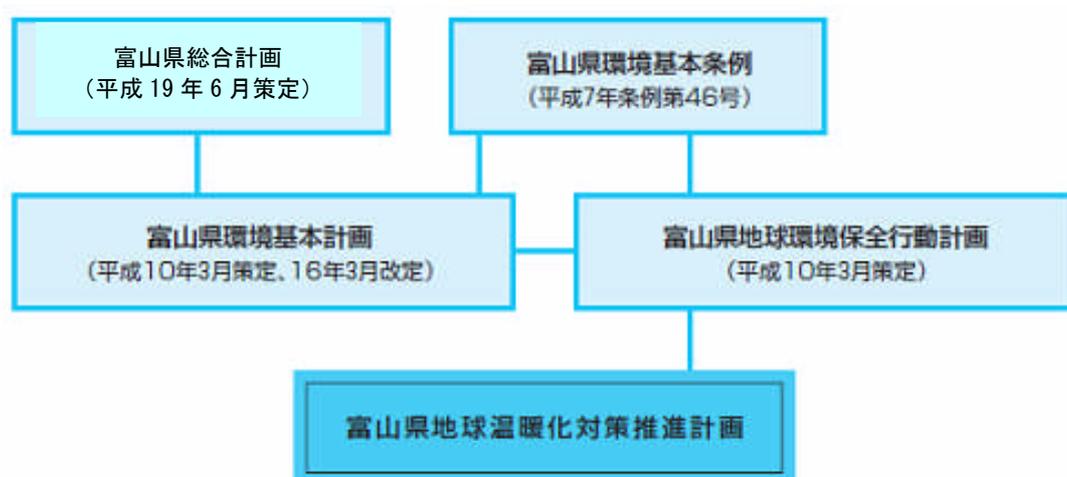


図 2.1.1-1 計画の位置づけ

(資料：「とやま温暖化ストップ計画」、富山県)

(2) 温室効果ガス削減目標

「とやま温暖化ストップ計画」において、次のように、2010年度（平成22年度）までに1990年度（平成2年度）比6%削減することを目標として掲げている。

- 対象物質：二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）
- 基準年度：1990年度（平成2年度）（HFC、PFC、SF₆は1995年度（平成7年度））
- 目標年度：2010年度（平成22年度）
- 削減目標：1990年度（平成2年度）比6%削減（森林吸収分を含む）

目標設定の考え方については、「森林によるCO₂の吸収に過大に頼らず、県民、事業者、行政が連携しながら、本計画に盛り込まれた広範な対策を実施可能なものから推進することにより、温室効果ガスの排出削減が組み込まれた社会を構築し、まず我が国の目標である6%の削減約束の確実な達成を目指す」としている（「とやま温暖化ストップ計画」より抜粋）。

目標値の設定に当たっては、2010年度（平成22年度）における温室効果ガスの排出量を予測して、削減対策の実施による削減率を各部門別に見積もり、1990年度排出量（平成2年度）から7.9%の削減が可能とした上で、6%という値の設定を行っている。

(3) 温室効果ガス排出量の推移・増減要因

① 温室効果ガス排出量の推移

富山県の推計による温室効果ガスの排出量について、基準年度以降、最近までの推移を表2.1.1-1、図2.1.1-2に示す。同様にCO₂についても表2.1.1-2、図2.1.1-3に示す。

温室効果ガスは、2006年度（平成18年度）に13,440千t CO₂排出されており、1990年度（平成2年度）から約6.6%増加している。また温室効果ガス排出量のうち約96.4%がCO₂である。

CO₂については、1人当たりCO₂排出量は11.7t-CO₂と、全国平均（10.1t-CO₂）より多い。部門別に見ると、産業部門が約47.3%を占めており、次いで運輸部門が約17.1%、家庭部門が約16.5%、業務部門が15.5%の順になっている。また、全体の排出量は1990年度（平成2年度）から約8.7%増加しており、増加率の大きいのは、家庭部門（約36.9%増加）、業務部門（約35.7%増加）等である。

②排出量の増減要因の分析

各部門における温室効果ガスの排出量の増加要因としては、次のように考えられる（参考：富山県資料）。

- 家庭部門（約36.9%増加）：世帯数の増加、世帯当たりのエネルギー消費量の増加 等
- 業務部門（約35.7%増加）：OA機器の増加、営業時間の延長、床面積の増加 等
- 運輸部門（約9.7%増加）：自動車台数の増加、自動車依存度の上昇 等

また、2005年度（平成17年度）に比べて2006年度（平成18年度）の排出量が増加したのは、電力のCO₂排出係数（電力1kWhの発電で排出されるCO₂量）が上昇したためと考えられる。なお、県民や事業者の取組よりエネルギー消費量は減少しており、2006年度（平成18年度）のCO₂排出係数を前年度と同じと仮定して試算した場合、排出量は前年度比2.6%の減少になっている。

表 2.1.1-1 富山県における温室効果ガスの排出量の推移

(単位:千t-CO₂)

	平成2年度 (1990年度)	平成12年度 (2000年度)	平成15年度 (2003年度)	平成16年度 (2004年度)	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	1990年度比増減率 (2006年度)
二酸化炭素 (CO ₂)	11,911	12,828	12,754	12,746	12,674	12,951	+8.7%
メタン (CH ₄)	294	192	180	181	179	180	-38.8%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	158	176	154	149	145	139	-12.0%
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	40	77	86	81	73	61	+52.5%
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	104	59	59	60	49	52	-50.0%
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	95	77	76	73	67	57	-40.0%
合計	12,605	13,409	13,309	13,290	13,187	13,440	+6.6%
1990年を100とする指数	100.0	106.4	105.6	105.4	104.6	106.6	
1990年を100とする指数(全国)	100.0	106.9	107.9	107.4	107.7	106.2	

(資料:「2005年度(平成17年度)の温室効果ガス排出量の推計結果について」(平成19年12月)、「温室効果ガス排出量の状況について」(平成21年2月)、富山県)

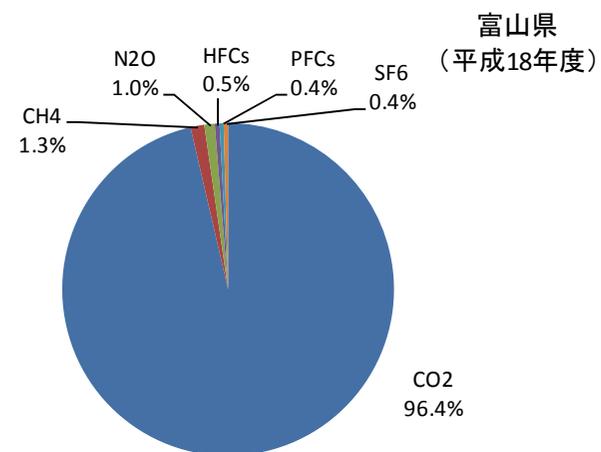
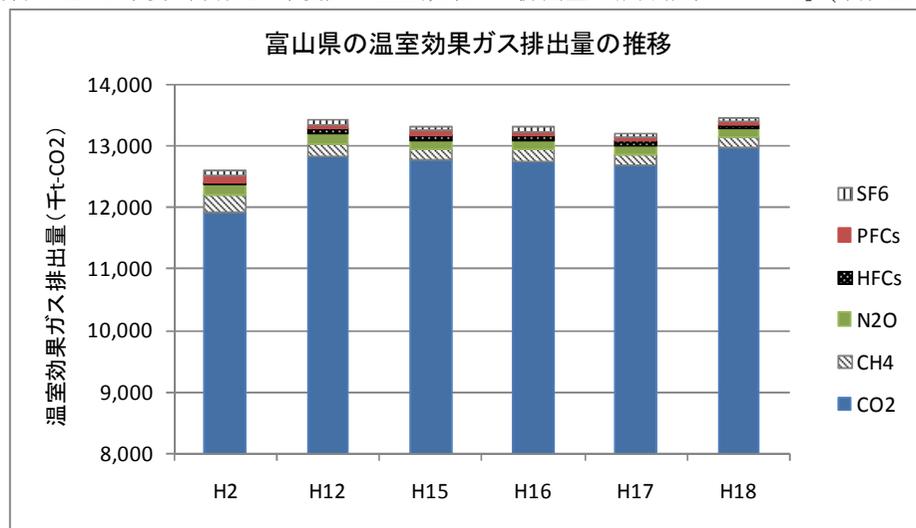


図 2.1.1-2 富山県における温室効果ガスの排出量の推移

(資料:表 2.1.1-1 と同じ)

表 2.1.1-2 富山県における CO₂ の排出量の推移

(単位:千t-CO₂)

部門	平成2年度 (1990年度)	平成12年度 (2000年度)	平成15年度 (2003年度)	平成16年度 (2004年度)	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	1990年度比増減率 (2006年度)	1人当りCO ₂ 排出量 (2006年度)
産業	6,318	6,241	5,977	5,968	6,020	6,129	-3.0%	5.5 t/人
民生(家庭)	1,559	2,105	2,167	2,068	2,050	2,135	+36.9%	1.9 t/人
民生(業務)	1,482	1,909	2,020	1,975	1,913	2,011	+35.7%	1.8 t/人
運輸	2,023	2,105	2,124	2,244	2,255	2,219	+9.7%	2.0 t/人
エネルギー転換	322	235	222	243	195	212	-34.2%	0.2 t/人
廃棄物	198	223	233	238	230	235	+18.7%	0.2 t/人
水道供給	9	10	10	10	10	10	+11.1%	0.0 t/人
合計	11,911	12,828	12,753	12,746	12,673	12,951	+8.7%	11.7 t/人
1990年を100とする指数	100.0	107.7	107.1	107.0	106.4	108.7		(全国 2005年度)
1990年を100とする指数(全国)	100.0	109.8	112.4	112.3	112.8	111.3		10.1 t/人

(資料:「2005年度(平成17年度)の温室効果ガス排出量の推計結果について」平成19年12月、富山県環境政策課)

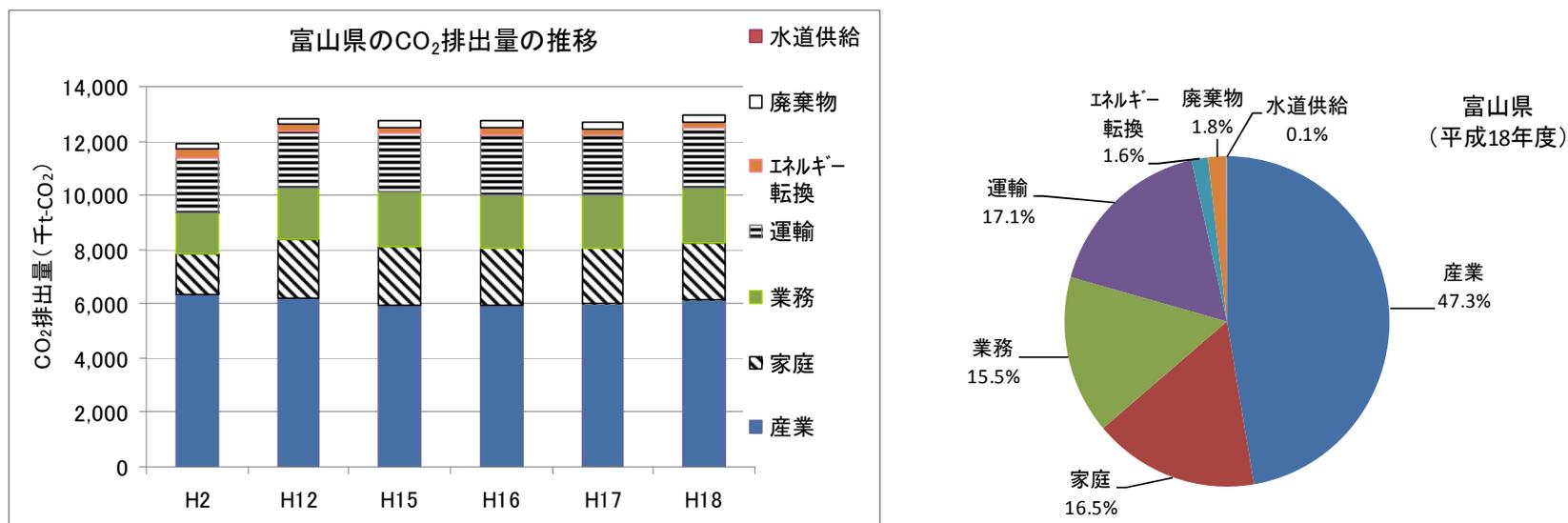


図 2.1.1-3 富山県における CO₂ の排出量の推移

(資料:表 2.1.1-2 と同じ)

(4) 主な施策・取組の推進状況

① 主な施策・取組の内容

表 2.1.1-3 に、富山県が実施している主な施策・取組について示す。部門毎に概括すると次のとおりである。

【産業部門】

- ・ 地球温暖化防止技術等の普及啓発に加え、中小企業向け環境施設整備の資金融資等の経済的支援等を実施している。

【運輸部門】

- ・ エコドライブ推進の普及啓発（自動車学校協会等も対象）に加えて、中小企業向けのアイドリングストップ装置導入費用補助等の経済的支援等を実施している。

【業務部門】

- ・ 地球温暖化防止のための技術や行動等の普及啓発に加え、中小企業向け環境施設整備の資金融資等の経済的支援等を実施している。

【家庭部門】

- ・ 家庭（環境家計簿等）や子供向け等の普及啓発に加え、住宅用太陽光発電システム導入のための経済的支援等を実施している。

【その他】

- ・ 小水力発電の推進事業や、森林吸収のための取組を実施している。

富山県では、これらの施策・取組の進行管理について、個別事業の中で把握することとしている。

推進体制としては次のような組織により、地球温暖化対策の検討と推進を行っている。

〔検討組織〕：地球温暖化対策を検討

○地球温暖化対策県民会議

実効性のある取組の検討や、県民等のコンセンサス作りを行う。

〔推進組織〕：循環型・脱温暖化社会に関する県民運動を推進

○環境とやま県民会議

地球温暖化の防止に加え、エコライフの推進、3R の推進、省資源・省エネルギーの推進等を行う。

○協議会

個別テーマ（レジ袋削減、エコドライブ）についてそれぞれ協議会を作り活動。

〔県庁内の組織〕

○地球温暖化対策推進本部

県庁内における部局横断的な対策を推進するとともに、県の率先行動の推進等を行う。

②今後重点的に進める予定の施策・取組

平成 21 年度に富山県が新規に実施する予定の主な施策・取組については次のとおりである。(下記 a～g は、富山県における主な事業の柱)

a. 家庭における取組の推進

次のような事業により、太陽光発電の導入促進に取組む予定である。

- ・住宅用太陽光発電システム導入促進事業：国と協調して導入補助を行う
- ・住宅用太陽光発電システム設置に対する融資：「住みよい家づくり資金融資制度」を拡大

また、環境省と共同で、「ノーレジ袋全国フォーラム」の開催も行う予定である。

b. 企業における取組の推進

次のような事業により、企業の取組の支援や企業の取組を促す仕組みづくりを行う予定である。

- ・「とやま省エネ鑑定団」中小企業診断支援事業：民間が立ち上げた組織を支援する
- ・産業部門地球温暖化対策促進制度等検討事業：や企業の取組を促す仕組みづくり

c. 交通における取組の推進

次のような事業により、エコドライブの推進や公共交通の利用促進等を行う予定である。

- ・エコドライブ実践普及事業：講習会やコンテスト、トップランナー発表会の開催
- ・ノーマイカー通勤促進モデル事業

d. 新エネルギーの導入推進

県の特徴を活かし、次のような小水力発電の推進等を行う予定である。

- ・県営地域用水環境整備事業：具体的地域における計画策定等
- ・小水力発電の事業化調査事業：候補地点の調査・計画
- ・小水力発電推進モデル事業：産学官が連携した小水力発電開発のモデル的取組を支援する

e. 森林吸収源対策の推進

次のような事業により、森林整備を推進する予定である。

- ・元気な森再生事業
- ・県産材住宅普及事業

f. 技術開発・調査研究の推進

新エネ・省エネ技術等の開発等を行う予定である。

g. 県の率先行動

環境配慮型事業活動の推進や、環境対応設備の率先導入等を行う予定である。

- ・エコアクション 21 認証取得に対する入札優遇措置
- ・環境対応車（電気自動車）の率先導入、公用車の低公害化・小型化

(5) 今後の見直し等

富山県の温室効果ガス排出量は、基準年比で約 6.6%増加（平成 18 年度）しており、削減目標を達成するためには、2010 年度（平成 22 年度）までに約 12.6%削減する必要がある。

この目標達成のために、富山県は上記(4)の対策等に取り組んでいる。対策の中では、森林吸収源対策の効果が特に大きいと考えられ、計画通り推進しているところである。このほかに、電力の CO₂ 排出係数（電力 1kWh の発電で排出される CO₂ 量）の影響も大きく、電気事業者における今後の改善等が期待される。

削減目標と計画の見直し等については、現行計画が平成 22 年度に終了するため、ここ 2～3 年以内の見直しが必要と考えられ、国の動向を見ながら検討を開始することになっている。また、他の地方公共団体が実施しているような「企業に対する地球温暖化対策計画書等の作成・提出の義務付け」の条例化等についても検討を行う見直しである。

表 2.1.1-3 地球温暖化対策に関連する主な施策・取組の内容【富山県】

	規制的手法(条例化等)	自主的取組促進	ラベリング手法	経済的手法	普及啓発手法	横断的施策等
産業部門		○エコアクション21推進事業：事業者によるエコアクション21の認証・登録		○富山県中小企業環境施設整備資金融資制度：中小企業に対して、環境施設の整備等に必要な資金を融資する制度（低公害車、太陽光発電施設、省エネルギー機器等） ○エコアクション21認証取得に対する入札優遇措置(平成21年度新規)	○地球温暖化技術導入サポート事業:ESCO事業やBEMS導入のセミナー、導入事例集の作成等 ○とやまストップ温暖化トライアル：事業所単位で地球温暖化防止に向けて取り組む項目を3項目以上選定、目標を自主的に設定して県に申込み。登録証発行、県のホームページで内容公表。（平成20年度で終了予定）	○とやま省エネ鑑定団中小企業診断支援事業：民間が立ち上げた組織を支援する（平成21年度新規）
運輸部門				○低公害バス導入促進事業：県内の路線バス事業者に対して、低公害バスの導入助成を行う ○アイドリングストップ装置導入推進事業補助金制度：中小企業者所有のトラック、バスにアイドリングストップ装置の導入費用の一部を補助	○エコドライブ推進大運動 ・エコドライブ宣言事業者、県民の募集 ・ステッカーの配布 ・実践講座の開催 ・指導者向け講習会の開催（対象：自動車学校協会等）等	
業務部門				○富山県中小企業環境施設整備資金融資制度：(再掲) ○エコアクション21推進事業：(再掲) ○エコアクション21認証取得に対する入札優遇措置(再掲)(平成21年度新規)	○地球温暖化技術導入サポート事業：(再掲) ○中部圏サマーエコスタイルキャンペーン：地球温暖化の防止を図ることを目的として、オフィス等における適正冷房の実施徹底とビジネスシーンでの軽装を広く呼びかける運動 ○CO ₂ 削減/ライトダウンキャンペーン：ライトアップ施設等の一斉消灯への協力呼びかけ ○とやまストップ温暖化トライアル事業：(再掲)(平成20年度終了予定)	○レジ袋の削減推進 ・レジ袋ゼロ社会推進事業（ノーレジ袋県民大運動） ・ノーレジ袋全国フォーラム in Toyama開催（平成21年度）等
家庭部門				○住宅用太陽光発電システム導入促進事業：国と協調して導入補助を行う（平成21年度新規） ○住宅用太陽光発電システム設置に対する融資：「住みよい家づくり資金融資制度」を拡大（平成21年度新規）	○とやまエコライフ・アクト10宣言：地球に向けた10のアクションを県民に呼びかけ ○とやまエコ・メイト事業：環境家計簿等の県民参加型事業 ○とやま環境チャレンジ10:県内の10歳の児童(小学校4年生)が、地球温暖化問題を学び、10の目標を決めて家族と10週間実践し自己評価を行い環境に配慮した生活の普及啓発。	
転換部門					○とやまストップ温暖化トライアル：(再掲)	○小水力発電の推進 ・県営地域用水環境整備事業 ・小水力発電の事業化調査事業 ・小水力発電推進モデル事業 (以上、平成21年度新規)

(注) 規制的手法：条例等に規定して対策を義務付ける手法。自主的取組手法：紳士協定等に基づき、事業者の自主的な取組を促す手法。ラベリング手法：製品・商品の環境性能の表示義務を課す等により市場での差別化を図る手法。経済的手法：金銭的インセンティブを与える手法。普及啓発手法：情報提供等による普及啓発を通じて、取組を促進させる手法。横断的施策等：部門横断的な総合的施策、その他等（以下同じ）

2.1.2 石川県

(1) 地球温暖化対策に関連する条例、計画

石川県では、下記の条例と計画等に基づいて、地球温暖化対策を実施している。特に、「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」と、「石川県環境総合計画」において、具体的な行動指針・対策等を定めている。「石川県環境総合計画」は、以前からあった「石川県環境基本計画」、「石川県地球温暖化防止地域推進行動計画」、「石川県ゼロエミッション行動計画」等を統合して策定したものである

【主な条例】

- ・ ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成 16 年 4 月） 等

【主な計画】

- ・ 石川県環境総合計画（平成 17 年 3 月） 等

(2) 温室効果ガス削減目標

「石川県環境総合計画」において、次のように、2010 年（平成 22 年）までに 2001 年（平成 13 年）比 7.8%削減することを目標として掲げている。

○対象項目

- ・ エネルギー起源の CO₂ 排出のうち、産業部門、民生部門（家庭）、民生部門（業務）、運輸部門（自動車のみ）を対象とする。
- ・ エネルギー転換部門及び運輸部門のうち、航空機、船舶、鉄道の項目については、自治体単独の計画の対象にすることにはなじまないものと考えられることから、計画の対象には含めない。

○基準年：2001 年（平成 13 年）

○目標年度：2010 年（平成 22 年）

○削減目標：産業部門 3.7%削減、家庭部門 11.2%削減、業務部門 12.2%削減、運輸部門（自動車のみ）7.8%削減、合計で 7.8%削減（森林吸収分を含まない）

目標設定の考え方については、国の京都議定書目標達成計画の CO₂ 削減目標に沿った目標を設定するものとし、京都議定書目標達成計画で示された部門毎の排出削減目標割合（2001 年（平成 13 年）比で産業部門 3.7%削減、家庭部門 11.2%削減、業務部門 12.2%削減、運輸部門 7.8%削減）を、県の 2001（平成 13 年）の部門別排出量に適用して目標値を設定している。2010 年（平成 22 年）目標の対 2001 年（平成 13 年）比の計（京都議定書目標達成計画は計 7.3%削減、石川県は計 7.8%削減）は、2010 年（平成 22 年）の部門別目標値の合計を 2001 年（平成 13 年）の部門別排出量の合計で除算して算出している。

(3) CO₂ 排出量の推移・増減要因

① CO₂ 排出量の推移

石川県の推計による CO₂ 排出量について、1990 年（平成 2 年）以降、最近までの推移を表 2.1.2-1、図 2.1.2-1 に示す。

CO₂ は、2004 年（平成 16 年）に 11,188 千 t-CO₂ 排出されており、1 人当たり CO₂ 排出量は 9.5 t-CO₂ と、全国平均（10.1 t-CO₂）より少ない。部門別に見ると、産業部門が約 25.8% を占めており、次いで運輸部門が約 25.1%、業務部門が 19.1%、家庭部門が約 15.3% の順になっている。

CO₂ 全体の排出量は、1990 年（平成 2 年）から約 34.6% 増加しているが、これは 1990 年（平成 2 年）と 2004 年（平成 16 年）の排出量の推計方法が異なっており、単純に比較することはできない。基準年（2001 年：平成 13 年）と比較すると、CO₂ 全体の排出量は 3.9% 増加しており、部門別には業務部門が約 38.9% 増加、家庭部門が約 1.9% 増加、産業部門が 4.5% 減少、運輸部門が 5.3% 減少となっている。

② 排出量の増減要因の分析等

3 部門（産業、民生(家庭、業務)、運輸(自動車のみ)）について見ると、石川県は、民生部門からの CO₂ 排出量が占める割合が約 40.3% と比較的大きく（国は平成 16 年度で約 35.2%）、かつ排出量の増加率も大きい。その原因としては、富山県と同様に、業務部門における OA 機器の増加、営業時間の延長、床面積の増加等と、家庭部門における世帯数の増加、世帯当たりのエネルギー消費量の増加等が考えられる。

産業部門については、国と比較して排出量の割合が小さい。排出量の多い業種としては、繊維、電気機械、一般機械、化学、食品等があり、これらの業種における排出量の減少により全体で 4.5% 減少となっている。

表 2.1.2-1 石川県における CO₂ の排出量の推移

(単位:千t-CO₂)

部門	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成13年 (2001年)	平成14年 (2002年)	平成15年 (2003年)	平成16年 (2004年)	1990年比増減率 (2004年)	1人当りCO ₂ 排出量 (2004年)
産業	2,939	3,232	3,022	2,736	2,884	2,885	-1.8%	2.5 t/人
民生(家庭)	1,229	1,542	1,675	1,530	1,622	1,707	+38.9%	1.5 t/人
民生(業務)	1,171	1,288	1,539	1,913	2,071	2,137	+82.5%	1.8 t/人
運輸	2,077	2,604	2,964	2,978	2,956	2,807	+35.1%	2.4 t/人
エネルギー転換	9	252	511	494	551	686	+7522.2%	0.6 t/人
廃棄物	889	903	1,054	965	960	966	+8.7%	0.8 t/人
合計	8,313	9,822	10,764	10,616	11,044	11,188	+34.6%	9.5 t/人
1990年を100とする指数	100.0	118.2	129.5	127.7	132.9	134.6		(全国 2005年度)
1990年を100とする指数(全国)	100.0	107.3	108.4	111.8	112.4	112.3		10.1 t/人

(資料:「平成19年度版 石川県環境白書」、石川県)

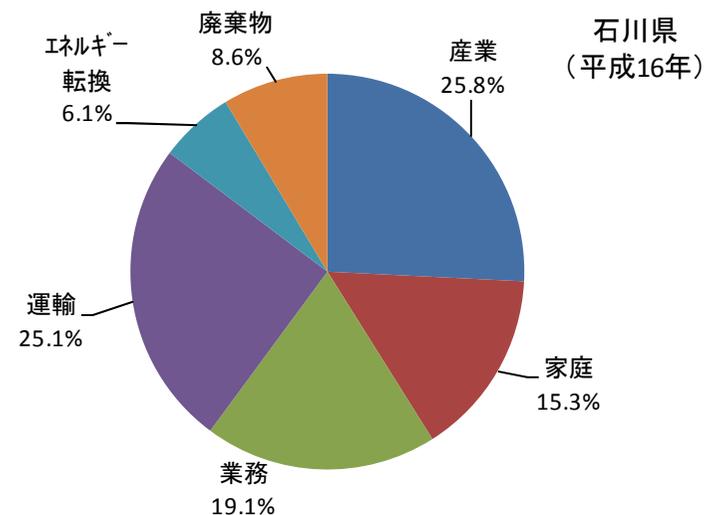
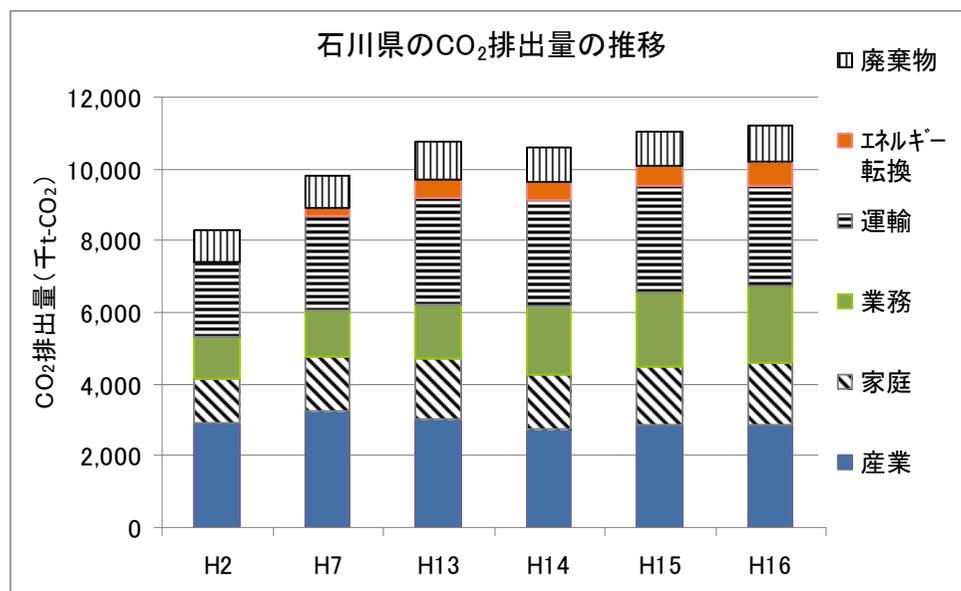


図 2.1.2-1 石川県における CO₂ の排出量の推移

(資料:表 2.1.2-1 と同じ)

(4) 主な施策・取組の推進状況

① 主な施策・取組の内容

表 2.1.2-2 に、石川県が実施している主な施策・取組について示す。部門毎に概括すると次のとおりである。

【産業部門】

- ・ 「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」により、地球温暖化対策計画書の作成・提出を義務付け。
- ・ いしかわ事業者版 ISO 登録制度を実施。
- ・ 地球温暖化防止技術等の普及啓発に加え、中小企業向け地球温暖化対策設備導入の資金融資等の経済的支援等を実施。

【運輸部門】

- ・ パークアンドライド等の公共交通機関の利用促進や、エコドライブの普及（エコドライブ推進事業所の登録、エコドライブ普及状況の把握等）等を実施。

【業務部門】

- ・ 「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」により、地球温暖化対策計画書の作成・提出を義務付け。
- ・ いしかわ学校版 ISO 登録制度、いしかわ地域版 ISO 登録制度を実施。
- ・ 地球温暖化防止のための技術や行動等の普及啓発に加え、中小企業向け地球温暖化対策設備導入の資金融資等の経済的支援等を実施。

【家庭部門】

- ・ 太陽光発電の導入助成等の経済的支援に加え、普及啓発や環境人材ネットワークづくり等を実施。
- ・ いしかわ家庭版 ISO 登録制度を実施。

【その他】

- ・ 「いしかわの森整備活動 CO₂ 吸収量認証事業」等を実施。

施策・取組の推進と管理については、施策目標を設定し、達成状況を確認しながら必要な改善を行っていく総合体制（PDCA サイクル）によって、「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」の施策を着実に進めて行くこととしている。「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」においても、例えば次のように定めている。

○環境総合計画（第 21 条）

- ・ 県は、環境審議会の意見を聴き、県民意見を反映して、計画を策定する
- ・ 計画の実施状況を毎年調査、公表し、計画を概ね 5 年毎に見直す 等

○環境施策の調全体制（第 31 条）

- ・ 県は、環境施策を総合的・効果的に推進するため、部局横断の推進体制を整備す

る

○環境施策協働推進センター（第 33 条）

- ・ 県は、県民参加により推進していくことが効果的な施策について、県民が企画及び実施に参加できるようにする

○県民参加（第 32 条）

- ・ 県は、県、県民、事業者、民間団体が協働して環境保全活動を行うために設立された法人を、環境施策協働推進センターとして指定する

○環境白書（第 44 条）

- ・ 県は毎年、環境の状況、環境保全施策及びその評価について、環境白書を作成、公表する

②今後重点的に進める予定の施策・取組

平成 21 年度に石川県が新規に実施する予定の主な施策・取組については次のとおりである。

○企業分野

- ・ 地球温暖化対策支援融資制度：環境マネジメントに取組む中小企業が、自然エネルギー導入、省エネ改修、屋上緑化、低公害車導入等を行う場合の融資制度

○運輸分野

- ・ エコドライブサポートプログラム事業：エコドライブ推進事業所の登録等、事業者も含めて県民あげて運輸部門の CO₂ 削減の取組を推進

従来から実施していたエコドライブの普及促進（エコドライブ教室の開催、免許更新時講習等での普及、エコドライブマイスター等の認定、エコドライブ普及状況の把握等）を更に進めるものである。

○家庭分野

- ・ エコリビング支援助成制度：太陽光発電等の住宅の省エネ化に対する助成制度を創設
平成 20 年度に終了する石川県住宅太陽光発電システム設置補助事業（県内の市町が行う住宅用太陽光発電システム設置に係る補助事業に要する経費に対して、市町に補助金を交付）に引き続いて実施するものである
- ・ 環境人材育成ネットワーク事業：ワークショップ開催、県民エコステーションを通じたネットワークづくり等
- ・ 温暖化防止活動支援事業（いしかわエコチケット事業）：地元の金融機関や農作物直売所・飲食店等と連携した、家庭版 ISO 登録者への還元事業

CO₂ 排出量削減につながる行動(電気使用料削減、省エネ家電購入、森林ボランティア参加等)に対して、エコチケットを交付。エコチケットは県産農作物直売所や地産池消協力飲食店等で使用できる（地元金融機関の環境金融商品の利子の一部を原資にす

る)。対象は、家庭版環境 ISO 登録者。

(5) 今後の見直し等

石川県の CO₂ 全体の排出量は、基準年（平成 13 年）比で約 3.9% 増加（平成 16 年）しており、11,188 千 t - CO₂（自動車以外の運輸部門も含む値）となっている。目標年（2010 年：平成 22 年）の目標値 8,302 千 t - CO₂（運輸部門は自動車のみ）に対しては、平成 16 年の排出量は 9,349 千 t - CO₂（運輸部門は自動車のみ）となっており、基準年から約 3.8% 増加しており、また平成 16 年から約 11.6% 削減する必要がある。

目標達成のために、石川県は上記(4)の対策等に取り組んでいる。県民や事業者の取組よりエネルギー消費量は減少していると思われ、電気事業者における CO₂ 排出係数（電力 1kWh の発電で排出される CO₂ 量）の改善等が期待される。

削減目標と計画の見直し等については、環境総合計画を 2010 年度（平成 22 年度）に見直すことになっており、この中で地球温暖化防止計画についても見直すとともに、中長期目標の設定を行う見直しである。

表 2.1.2-2 地球温暖化対策に関連する主な施策・取組の内容【石川県】

	規制的手法（条例化等）	自主的取組促進	ラベリング手法	経済的手法	普及啓発手法	横断的施策等
産業部門	○「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」に基づく地球温暖化対策計画書制度：地球温暖化対策計画書の作成・提出の義務付け	○いしかわ事業者版環境 ISO 登録制度：比較的容易に省エネ活動に取り組めるように本制度を創設(平成 19 年 12 月)		○地球温暖化対策支援融資制度：環境マネジメントに取り組む中小企業が、自然エネルギー導入、省エネ改修、屋上緑化、低公害車導入等を行う場合の融資制度（平成 21 年度新規）	○事業所への省エネ指導員の派遣、ESCO 事業の普及：企業等の温室効果ガス削減への取組を支援	
運輸部門					○エコドライブの普及促進：エコドライブ教室の開催、免許更新時講習等での普及、エコドライブマイスター等の認定、エコドライブ普及状況の把握等 ↓ ○エコドライブサポートプログラム事業：エコドライブ推進事業所の登録等（平成 21 年度新規）	○公共交通機関の利用促進：パーク・アンド・ライドシステム（観光期、通勤時(商業施設等の駐車場活用)）
業務部門	○地球温暖化対策計画書制度：(再掲)	○いしかわ学校版環境 ISO の普及推進：環境保全活動に取り組む学校を認定。 ○いしかわ地域版環境 ISO の普及推進：自主的に環境保全活動に取り組む公民館・町内会を認定地域として認定。		○地球温暖化対策支援融資制度：(再掲)（平成 21 年度新規）	○サマーエコスタイルキャンペーン：できるだけ冷房に頼らない服装の普及を目指すキャンペーン（中部圏知事会の 9 県 1 市で連携して実施） ○事業所への省エネ指導員の派遣、ESCO 事業の普及：(再掲) ○エコギフトによる頑張る学校・地域支援：学校版・地域版 ISO の取組に応じた環境教育教材、環境保全機器（エコギフト）を生徒、住民に還元 ○県民エコライフ大作戦：家庭、企業、学校、団体におけるエコライフ（身近な省エネルギー・省資源活動）の取組状況をチェック表に記入・集計し、CO ₂ 排出削減目標達成の契機とする。	
家庭部門		○いしかわ家庭版環境 ISO の普及推進：自主的に環境保全活動に取り組む家庭を「エコファミリー」として登録・認定。		○石川県住宅太陽光発電システム設置補助事業：県内の市町が行う住宅用太陽光発電システム設置に係る補助事業に要する経費に対して、市町に補助金を交付（平成 20 年度終了） ↓ ○エコリビング支援助成制度：太陽光発電等の住宅の省エネ化に対する助成（平成 21 年度新規）	○エコ保育所・幼稚園モデル事業：幼児期からの環境意識の醸成、地域・家庭への波及効果 ○県民エコライフ大作戦：(再掲)	○環境人材育成ネットワーク事業：ワークショップ開催、県民エコステーションを通じたネットワークづくり等（平成 21 年度新規） ○レジ袋の削減推進

	規制的手法（条例化等）	自主的取組促進	ラベリング手法	経済的手法	普及啓発手法	横断的施策等
				○温暖化防止活動支援事業（いしかわエコチケット事業）：CO ₂ 排出量削減につながる行動（電気使用料削減、省エネ家電購入、森林ボランティア参加等）に対して、エコチケットを交付。エコチケットは県産農作物直売所や地産池消協力飲食店等で使用できる（地元金融機関の環境金融商品の利子の一部を原資にする）。対象は、家庭版環境 ISO 登録者。（平成 21 年度新規）		
転換部門	○地球温暖化対策計画書制度：（再掲）	○いしかわ事業者版環境 ISO 登録制度：（再掲）				
その他						○ いしかわの森整備活動CO ₂ 吸収量認証事業：企業や森林ボランティア団体等が社会貢献活動として整備活動を実施した森林が1年間に吸収したCO ₂ 量を認証。企業等は、自身の社会貢献活動を数値化でき、広報活動に活用する。

2.1.3 福井県

(1) 地球温暖化対策に関連する条例、計画

福井県では、下記の条例と計画等に基づいて、地球温暖化対策を実施している。特に、「福井県地球温暖化対策地域推進計画」において、温室効果ガス削減目標と、具体的な行動指針・対策等について定めている。

【主な条例】

- ・ 福井県環境基本条例（平成7年3月）
- ・ 福井県公害防止条例（平成8年3月） 等

【主な計画】

- ・ 福井県新エネルギービジョン・省エネルギービジョン（平成12年3月）
- ・ 福井県地球温暖化対策地域推進計画（平成18年改定版）
- ・ 福井県環境基本計画（平成20年11月）
- ・ 福井県庁地球温暖化防止実行計画（第2期）～福井県庁エコオフィスプラン～ 等

(2) 温室効果ガス削減目標

「福井県地球温暖化対策地域推進計画」において、次のように、2010年度（平成22年度）までに1990年度（平成2年度）比3.0%削減することを目標として掲げている。

- 対象物質：二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふつ化硫黄（SF₆）
- 基準年度：1990年度（平成2年度）（HFC、PFC、SF₆は1995年度（平成7年度））
- 目標年度：2010年度（平成22年度）
- 削減目標：1990年度（平成2年度）比3.0%削減（森林吸収分を含まない）
（産業：20%削減、オフィス等：32%増に抑える、家庭：9%増に抑える、自動車等：32%増に抑える）

目標設定の考え方については、「京都議定書目標達成計画で掲げている対策や県独自の取組による削減量を把握し、福井県の実態を踏まえた実現可能な削減目標値を設定する」としている（「福井県地球温暖化対策地域推進計画」より抜粋）。

目標値の設定に当たっては、2010年度（平成22年度）における温室効果ガスの排出量について、①エネルギー供給部門の省CO₂化と省エネ法の規制強化等による削減量を推計するとともに、②県独自の対策による削減量を推計し、この合計削減量により、基準年度比3.0%削減という値の設定を行っている。県独自の対策の効果としては、「わが家のエコ宣言」、「わが社のエコ宣言」、「運送事業者のグリーン経営認証取得」の推進等について試算している。

(3) 温室効果ガス排出量の推移・増減要因

① 温室効果ガス排出量の推移

福井県の推計による温室効果ガスの排出量について、基準年度以降、最近までの推移を表 2.1.3-1、図 2.1.3-1 に示す。同様に CO₂ についても表 2.1.3-2、図 2.1.3-2 に示す。

温室効果ガスは、2005 年度（平成 17 年度）に 9,302 千 t - CO₂ 排出されており、1990 年度（平成 2 年度）から約 5.3% 増加している。また温室効果ガス排出量のうち約 95.2% が CO₂ である。

CO₂ については、1 人当たり CO₂ 排出量は 10.8 t - CO₂ と、全国平均（10.1 t - CO₂）とほぼ同等である。部門別に見ると、産業部門が約 42.5% を占めており、次いで運輸部門が約 21.3%、家庭部門が約 13.5%、業務部門が 13.0% の順になっている。

また、全体の排出量は 1990 年度（平成 2 年度）から約 7.0% 増加しており、増加率の大きいのは、業務部門（約 58.2% 増加）、家庭部門（約 32.8% 増加）、運輸部門（約 26.6% 増加）等である。

② 排出量の増減要因の分析

各部門における温室効果ガスの排出量の増加要因としては、次のように考えられる（参考：福井県資料）。

- 業務部門（約 58.2% 増加）：OA 機器の普及、商業施設の増加 等
- 家庭部門（約 32.8% 増加）：家電製品の普及・大型化による電力消費量の増加 等
- 運輸部門（約 26.6% 増加）：自動車の大型化、保有台数の増加 等

全体の排出量について、平成 17 年度は豪雪・異常寒波の影響で増加したと考えられ、2000 年度（平成 12 年度）をピークとして減少傾向にある。

表 2.1.3-1 福井県における温室効果ガスの排出量の推移

(単位:千t-CO₂)

	平成2年度	平成12年度 (2000年度)	平成13年度 (2001年度)	平成14年度 (2002年度)	平成15年度 (2003年度)	平成16年度 (2004年度)	平成17年度 (2005年度)	1990年度比増減率 (2005年度)
二酸化炭素 (CO ₂)	8,275	9,128	8,961	8,906	8,803	8,767	8,858	+7.0%
メタン (CH ₄)	298	288	279	277	274	273	276	-7.4%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	59	81	78	78	77	77	78	+32.2%
代替フロン類(HFCs,PFCs,SF ₆)	197	173	146	145	131	136	90	-54.3%
合計	8,831	9,670	9,464	9,406	9,285	9,253	9,302	+5.3%
1990年を100とする指数	100.0	109.5	107.2	106.5	105.1	104.8	105.3	
1990年を100とする指数(全国)	100.0	106.9	104.9	107.5	107.9	107.4	107.7	

(資料:「平成19年版 環境白書」、福井県)

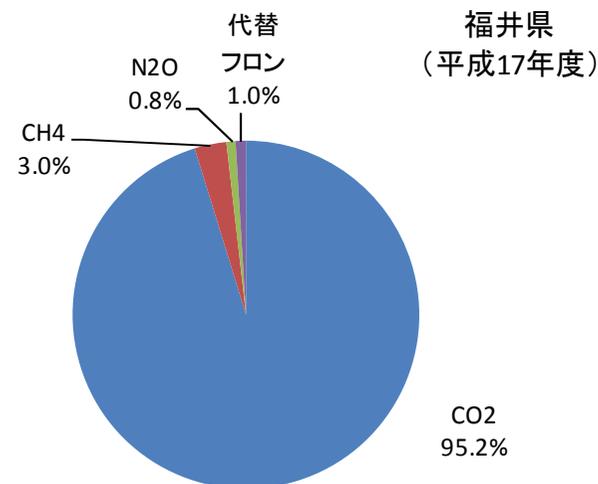
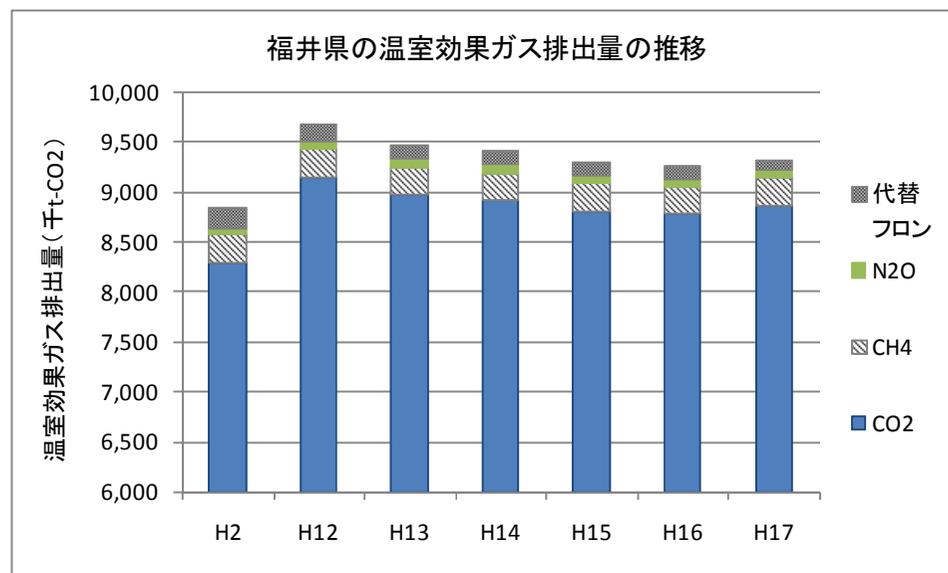


図 2.1.3-1 福井県における温室効果ガスの排出量の推移

(資料:表 2.1.3-1 と同じ)

表 2. 1. 3-2 福井県における CO₂ の排出量の推移

(単位: 千t-CO₂)

部門	平成2年度 (1990年度)	平成12年度 (2000年度)	平成13年度 (2001年度)	平成14年度 (2002年度)	平成15年度 (2003年度)	平成16年度 (2004年度)	平成17年度 (2005年度)	1990年度比増減率 (2005年度)	1人当りCO ₂ 排出量 (2005年度)
産業	4,134	3,988	3,816	3,788	3,633	3,672	3,766	-8.9%	4.6 t/人
民生 (家庭)	903	1,203	1,150	1,176	1,159	1,196	1,199	+32.8%	1.5 t/人
民生 (業務)	728	988	980	1,028	1,127	1,123	1,152	+58.2%	1.4 t/人
運輸	乗用車	536	919	927	926	929	913	+63.2%	1.1 t/人
	貨物等	886	1,085	1,094	1,060	1,037	999	+5.0%	1.1 t/人
	鉄道等	65	68	68	65	73	75	+18.5%	0.1 t/人
	計	1,487	2,071	2,089	2,051	2,039	1,987	+26.6%	2.3 t/人
エネルギー転換	113	336	380	352	357	294	366	+223.9%	0.4 t/人
廃棄物	144	140	148	153	147	148	146	+1.4%	0.2 t/人
工業プロセス	765	402	399	358	341	347	347	-54.6%	0.4 t/人
合計	8,275	9,128	8,961	8,906	8,803	8,767	8,858	+7.0%	10.8 t/人
1990年を100とする指数	100.0	110.3	108.3	107.6	106.4	105.9	107.0		(全国計)
1990年を100とする指数 (全国)	100.0	109.8	108.4	111.8	112.4	112.3	112.8		10.1 t/人

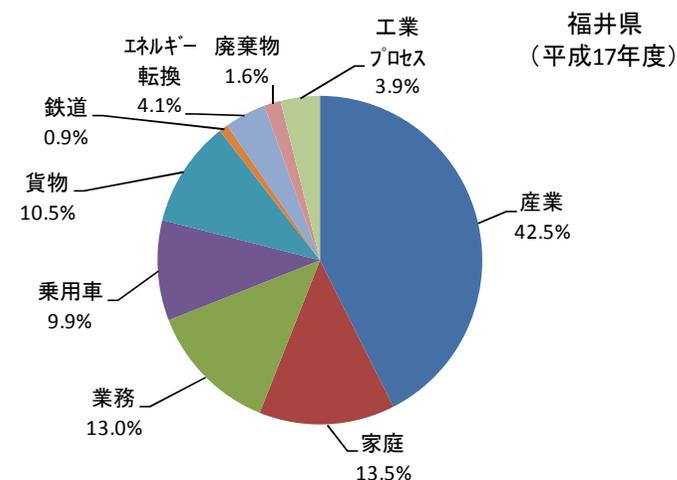
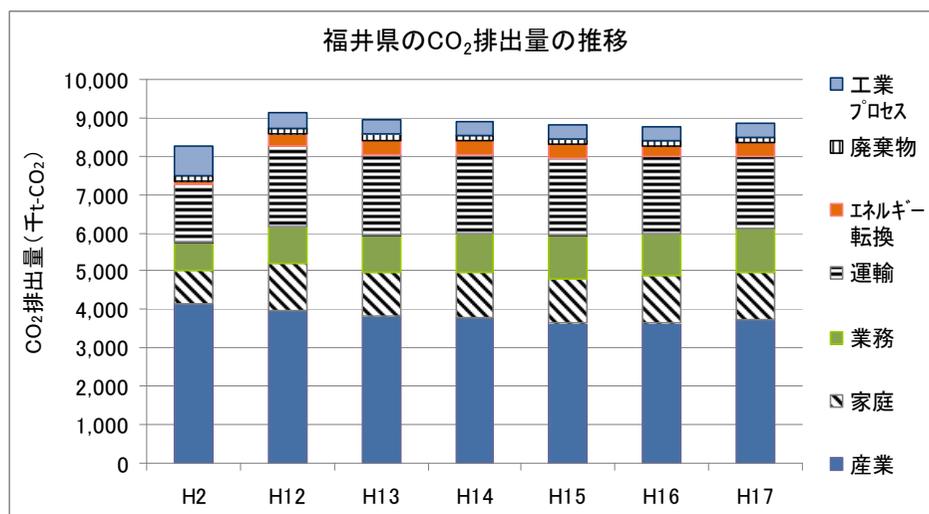


図 2. 1. 3-2 福井県における CO₂ の排出量の推移

(資料: 表 2.1.3-1 と同じ)

(4) 主な施策・取組の推進状況

① 主な施策・取組の内容

表 2.1.3-3 に、福井県が実施している主な施策・取組について示す。部門毎に概括すると次のとおりである。

【産業部門】

環境活動に熱心な事業所との環境協定の締結や、「わが社のエコ宣言」等の普及啓発等を実施している。

【運輸部門】

パークアンドライドの普及、「ストップ乗りすぎプロジェクト」、「チャレンジ・自転車エコ通勤事業」、エコドライブ推進等、種々の取組を実施している。

【業務部門】

環境活動に熱心な事業所との環境協定の締結や、「わが社のエコ宣言」、福井県環境 ISO ネットワーク、環境アドバイザー制度等の普及啓発等を実施している。

【家庭部門】

地球温暖化ストップ県民運動「わが家のエコ宣言」等の普及啓発等を実施している。

施策・取組の進行管理については、毎年、温室効果ガスの排出量を把握し、目標の達成状況を公表するとともに、「LOVE・アース・ふくい推進会議」（平成 20 年度からは「環境ふくい県民会議」）において、取組状況を把握・評価しながら、新たな対策等の検討を行っている。

また、例えば「わが家のエコ宣言」と「わが社のエコ宣言」については、目標値（家庭：1 万件/年、会社：1000 件/年）を定め、達成率をチェックするとともに、CO₂削減効果の試算等も行っている。

② 今後重点的に進める予定の施策・取組

平成 21 年度に福井県が新規に実施する予定の主な施策・取組については次のとおりである。（下記 a～c は、福井県における主な事業の柱）

a. 目に見える新しい環境への配慮

- ・太陽光発電導入促進事業：太陽光発電装置の設置促進
- ・「次世代（省エネ）自動車導入」の推進：電気自動車等の導入推進
- ・次世代を担う環境産業の育成：福井クールアース・次世代エネルギー産業化プロジェクト普及・啓発事業等

b. 県民意識を一步進める仕組みづくり

- ・環境ふくい CO₂削減貢献事業：福井型カーボン・オフセットの展開（オフセットの見える化を推進等）（前年度から拡充）

- ・暮らしの見直しから始める環境貢献：クルマ利用適正化推進事業等
- c. 環境を想い行動する子どもを育てる
 - ・福井の特長を活かした先進の環境教育：福井いつでもエコ育実践事業等

(5) 今後の見通し等

福井県の温室効果ガス排出量は、基準年比で約 5.3%増加（平成 17 年度）しており、削減目標を達成するためには、2010 年度（平成 22 年度）までに約 8.3%削減する必要がある。

この目標達成のために、福井県は上記(4)の対策等に取り組んでいる。このほかに、原子力発電所の運転再開による電力の CO₂ 排出係数（電力 1kWh の発電で排出される CO₂ 量）の改善等が期待される。

削減目標と計画の見直し等については、国や各県の動向を見ながら検討していくことにしており、中期目標（2020（平成 32）～2025（平成 37）年度頃）の検討も行う見通しである。

表 2.1.3-3 地球温暖化対策に関連する主な施策・取組の内容【福井県】

	規制的手法(条例化等)	自主的取組促進	ラベリング手法	経済的手法	普及啓発手法	横断的施策等
産業部門		○環境協定の締結：環境活動に熱心な事業所と「環境協定」を締結。その事業所の具体的取組を紹介			○地球温暖化ストップ県民運動「LOVE・アース・ふくい」：「わが社のエコ宣言」や「わが家のエコ宣言」の登録等により地球温暖化防止活動の輪を拡大	○グリーン購入ふくいネット：グリーン購入の取組みの輪を広げる
運輸部門				○グリーン経営認証の取得の支援：道路運送事業者に対して、交通エコロジー・モビリティ財団が認証する「グリーン経営認証」の取得費の一部を補助（平成20年度で終了）	○チャレンジ・自転車エコ通勤事業：自転車もしくは自転車と公共交通機関で通勤してもらう取組。公募による企業、団体等が参加 ○地球温暖化ストップ県民運動「LOVE・アース・ふくい」：（再掲） ○エコドライブの推進：コンテスト、エコトレーニングの開催、JAFと連携して取組等 ○カー・セーブの推進：モビリティ・マネジメント、カー・セーブデーの実施等	○パークアンドライド渋滞対策モデル事業：鉄道駅周辺の県管理道路にパークアンドライド型の駐車場を整備 ○パークアンドバスライドの試行実験 ○ストップ乗りすぎプロジェクト ・愛の相乗り運動：「乗せてもらいたい人」と「運転手」を登録し、運転手にポイントを付与、協賛企業からの物品を進呈。 ・自動車走行距離削減コンテスト：自動車の走行距離計によるコンテスト等 ○「次世代（省エネ）自動車導入」の推進
業務部門		○環境協定の締結：（再掲）			○関西エコオフィス宣言：関西広域連携協議会では、平成15年度から、身近なところからの省エネルギー等の取組を実施。取組項目を1つ以上選択し、県へ規定用紙にて報告。 ○福井県環境ISOネットワーク「FEISON（フェイゾン）」：ISO14001の認証を取得した事業所及び認証取得を目指す事業所等により幅広い情報の交換や効果的な研修等を行い、資質の向上を図り、環境改善に向けたより一層の取組みを推進 ○地球温暖化ストップ県民運動「LOVE・アース・ふくい」：（再掲） ○関西夏のエコスタイルキャンペーン：夏季の適正冷房と軽装勤務の普及促進の取組（関西広域機構） ○中部圏サマーエコスタイルキャンペーン（9県1市）：オフィス等における適正冷房の実施徹底と軽装勤務の普及促進	○グリーン購入ふくいネット：（再掲）

	規制的手法(条例化等)	自主的取組促進	ラベリング手法	経済的手法	普及啓発手法	横断的施策等
					<p>○「ふくい WARM 運動」：暖房温度を低くしても暖かさが感じられるよう、また健康で元気に過ごせるよう、「服装(Wear)」「運動(Athletic)」「室内(Room)」「食事(Meal)」などの工夫を推奨。</p> <p>○環境アドバイザー制度：地球規模の環境問題、生活排水対策、公害、環境美化、リサイクル、省資源・省エネルギー、緑化、自然保護、快適環境づくり・まちづくり、その他の環境保全活動等に関する講演会、学習会、講習会及び現地指導等</p>	
家庭部門					<p>○地球温暖化ストップ県民運動「LOVE・アース・ふくい」：(再掲)</p> <p>○冬の地球温暖化防止対策「ふくい WARM 運動」：(再掲)</p>	○レジ袋の削減推進
転換部門				○太陽光発電装置の設置促進：(平成21年度新規)		
その他						○福井型カーボン・オフセットの展開(環境ふくい CO ₂ 削減貢献事業)：オフセットの見える化を推進等(平成21年度拡充)

2.1.4 長野県

(1) 地球温暖化対策に関連する条例、計画

長野県では、下記の条例と計画等に基づいて、地球温暖化対策を実施している。特に、平成 18 年 3 月に「長野県地球温暖化対策条例」を制定し、さらに平成 20 年 2 月には「長野県地球温暖化防止県民計画 改訂版（長野県地球温暖化対策推進計画）」を策定して、温室効果ガス削減目標の設定や、具体的な行動指針・対策等について定めている。

【主な条例】

- ・ 長野県環境基本条例（平成 8 年 3 月）
- ・ 長野県ふるさとの森林づくり条例（平成 16 年 10 月）
- ・ 長野県地球温暖化対策条例（平成 18 年 3 月） 等

【主な計画】

- ・ 地球温暖化防止「長野県職員率先実行計画（第 3 次改正）」（平成 17 年 9 月）
- ・ 長野県地球温暖化防止県民計画 改訂版（長野県地球温暖化対策推進計画）（平成 20 年 2 月）
- ・ 第二次長野県環境基本計画（平成 21 年 2 月） 等

(2) 温室効果ガス削減目標

「長野県地球温暖化防止県民計画 改訂版」において、次のように、2012 年度（平成 24 年度）までに 1990 年度（平成 2 年度）比 6%削減することを目標として掲げている。また、長期的には 2050 年度までに 50%を超える削減を目指すこととしている。さらに、平成 21 年 2 月に策定した「第二次長野県環境基本計画」において、上記の 2012 年度と 2050 年度の削減目標に加えて、2020 年度までの削減目標を 20%（1990 年度比）とした。

- 対象物質：二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふつ化硫黄（SF₆）
- 基準年度：「京都議定書」の基準年度である 1990 年度（平成 2 年度）
- 目標年度：「京都議定書」の第 1 約束期間 2008～2012 年（平成 20～平成 24 年）の最終年度である 2012 年度（平成 24 年度）
- 削減目標：2012 年度（平成 24 年度）までに、基準年度比で 6%削減（森林吸収分を含む）
- 長期的には 2050 年度（平成 62 年度）までに 50%を超える削減を目指す。
- 中期的には 2020 年度（平成 32 年度）までの削減目標を 20%（基準年度比）とする。

目標設定については、「人口減少等による温室効果ガスの排出量の減少や、長野県の森林吸収量を加味するだけで達成できるものではなく、県民一人ひとりが様々な取組を行って

じめて達成できるもの」と位置づけている（参考：「長野県地球温暖化防止県民計画 改訂版」）。

目標値の設定に当たっては、これまでの長野県における温室効果ガス排出量の変化の解析を行い、今後の排出量の変化について複数のケースを予測し、その中から次のようなケースの予想結果を基にして6%という値の設定を行っている。

〔予測ケースの前提〕

経済成長は安定成長（経済成長率1.5%）で、電力のCO₂排出係数が大幅に低下していく（年率-2.4%）と仮定する。さらに、森林吸収量を加味する。

(3) 温室効果ガス排出量の推移・増減要因

① 温室効果ガス排出量の推移

長野県の推計による温室効果ガスの排出量について、基準年度以降、最近までの推移を表2.1.4-1、図2.1.4-1に示す。同様にCO₂についても表2.1.4-2、図2.1.4-2に示す。

温室効果ガスは、2005年度（平成17年度）に17,661千t-CO₂排出されており、1990年度（平成2年度）から約15.3%増加している。また温室効果ガス排出量のうち約93.1%がCO₂である。

CO₂については、1人当たりCO₂排出量は7.5t-CO₂と、全国平均（10.1t-CO₂）より少ない。部門別に見ると、産業部門が約28.6%を占めており、次いで運輸部門が約28.2%、業務部門が23.2%、家庭部門が約18.9%の順になっている。

また、全体の排出量は1990年度（平成2年度）から約25.3%増加しており、増加率の大きいのは、業務部門（約48.2%増加）、家庭部門（約34.2%増加）、運輸部門（約19.7%増加）等である。

② 排出量の増減要因の分析

各部門における温室効果ガスの排出量の増減要因としては、次のように考えられる（参考：長野県資料）。

- 業務部門（約48.2%増加）：床面積の増加（平成2～平成16年度までに45.7%増加）、OA機器の増加等による床面積当たりの排出量の増加等
- 家庭部門（約34.2%増加）：世帯数の増加（平成2～平成16年度までに20.5%増加）、パソコン等の家電製品の普及等により世帯当たりのエネルギー消費量の増加等
- 運輸部門（約19.7%増加。ただし、平成8～平成9年度をピークとして減少傾向にある）：人口当たりの自家用車保有台数が増加（平成2年度から平成16年度までに28.1%増加）した一方で、自動車の燃費が大幅に改善された 等
- 産業部門（約11.9%増加）：製造業からの排出が8割を占めており、このうち電機、機械、精密、輸送の主要業種の成長率が高かった。また、使用エネルギーに占める電力の割合が全国に比べて高く、電力のCO₂排出係数に依存する特徴がある 等

表 2.1.4-1 長野県における温室効果ガスの排出量の推移

(単位:千t-CO₂)

	平成2年度 (1990年度)	平成7年度 (1995年度)	平成12年度 (2000年度)	平成13年度 (2001年度)	平成14年度 (2002年度)	平成15年度 (2003年度)	平成16年度 (2004年度)	平成17年度 (2005年度)	1990年度比増減率 (2005年度)
二酸化炭素 (CO ₂)	13,126	14,754	15,475	15,689	17,237	16,251	15,996	16,448	+25.3%
メタン (CH ₄)	432						300	283	-34.5%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	688						584	562	-18.3%
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	99	2,152	1,673	1,535	1,337	1,333	153	136	+37.4%
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	355						170	143	-59.7%
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	611						93	89	-85.4%
合計	15,311	16,906	17,148	17,224	18,574	17,584	17,296	17,661	+15.3%
1990年を100とする指数	100.0	110.4	112.0	112.5	121.3	114.8	113.0	115.3	
1990年を100とする指数 (全国)	100.0	106.5	106.9	104.9	107.5	107.9	107.4	107.7	

(資料:「長野県内の 2005 年度 (平成 17 年度) 温室効果ガス排出量について」、「1996 年度～2004 年度の二酸化炭素排出量の修正について」、「長野県内の温室効果ガス排出量の試算について (平成 19 年 7 月)」、長野県)

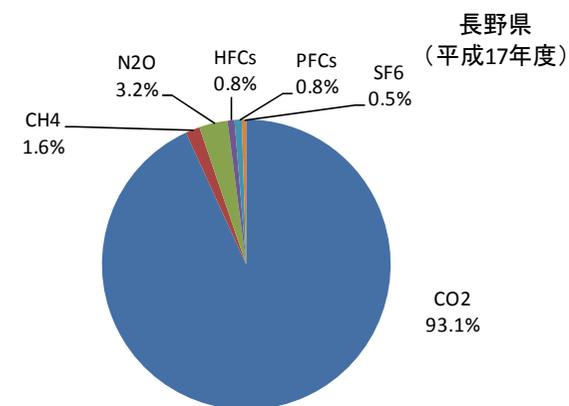
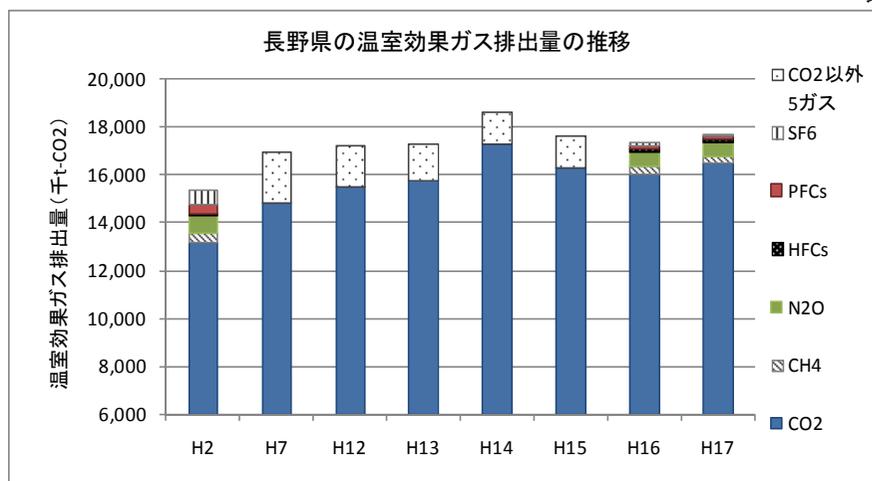


図 2.1.4-1 長野県における温室効果ガスの排出量の推移

(資料:表 2.1.4-1 と同じ)

表 2.1.4-2 長野県における CO₂ の排出量の推移

(単位:千t-CO₂)

部門	平成2年度 (1990年度)	平成7年度 (1995年度)	平成12年度 (2000年度)	平成13年度 (2001年度)	平成14年度 (2002年度)	平成15年度 (2003年度)	平成16年度 (2004年度)	平成17年度 (2005年度)	1990年度比増減率 (2005年度)	1人当りCO ₂ 排出量 (2005年度)
産業	4,201	3,968	4,257	4,294	5,009	4,681	4,567	4,703	+11.9%	2.1 t/人
非製造業	792						800	762	-3.8%	0.3 t/人
農林水産業	275						488	480	+74.5%	0.2 t/人
建設業・鉱業	517						312	282	-45.5%	0.1 t/人
製造業	3,409						3,767	3,941	+15.6%	1.8 t/人
民生(家庭)	2,317	2,688	2,838	2,919	3,355	3,080	2,919	3,109	+34.2%	1.4 t/人
民生(業務)	2,578	3,123	3,358	3,512	3,883	3,736	3,688	3,821	+48.2%	1.7 t/人
運輸	3,870	4,816	4,843	4,771	4,795	4,563	4,638	4,633	+19.7%	2.1 t/人
エネルギー転換	6	5	5	5	5	5	4	3	-50.0%	0.0 t/人
廃棄物	154	154	179	188	190	186	180	179	+16.2%	0.1 t/人
合計	13,126	14,754	15,475	15,689	17,237	16,251	15,996	16,448	+25.3%	7.5 t/人
1990年を100とする指数	100.0	112.4	117.9	119.5	131.3	123.8	121.9	125.3		(全国計)
1990年を100とする指数(全国)	100.0	107.3	109.8	108.4	111.8	112.4	112.3	112.8		10.1 t/人

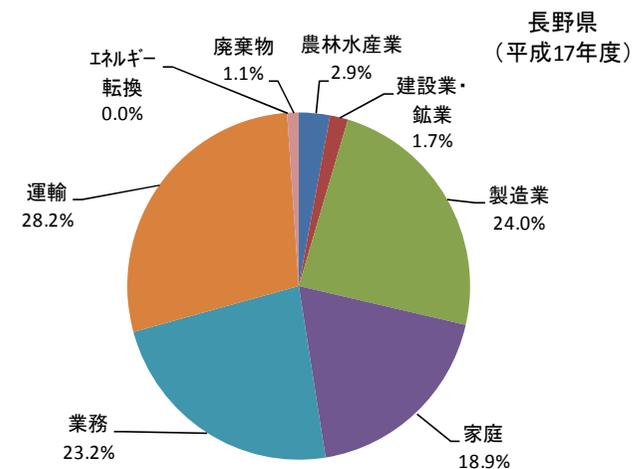
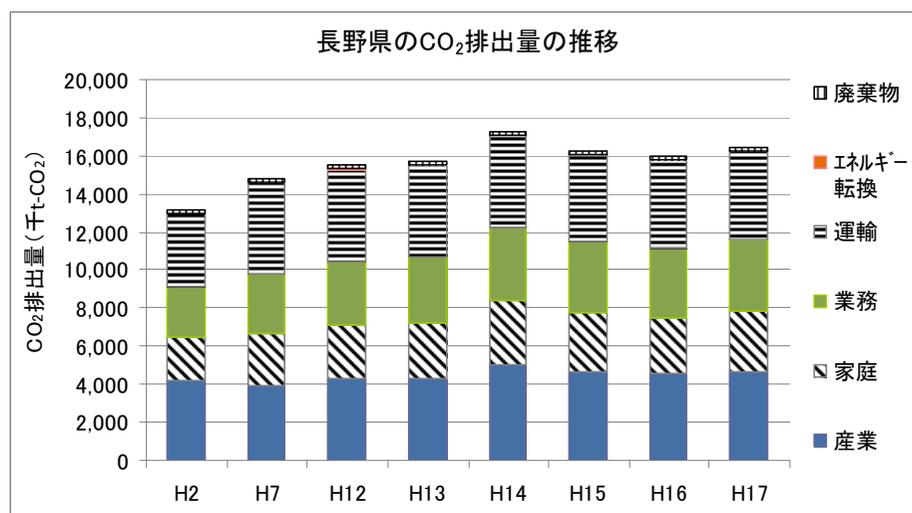


図 2.1.4-2 長野県における CO₂ の排出量の推移

(資料:表 2.1.4-1 と同じ)

(4) 主な施策・取組の推進状況

① 主な施策・取組の内容

表 2.1.4-3 に、長野県が実施している主な施策・取組について示す。部門毎に概括すると次のとおりである。

【産業部門】

- ・「長野県地球温暖化対策条例」により、排出抑制計画書等の作成・提出を義務付け。
- ・エコイノベーションのための中小企業融資制度、エコアクション 21 認証・登録の経済的支援等を実施。
- ・信州省エネパトロール隊の活動支援等の普及啓発を実施。

【運輸部門】

- ・「長野県地球温暖化対策条例」により、自動車環境計画書等の作成・提出、アイドリングストップや環境情報等の説明を義務付け。
- ・エコドライブの推進（自動車教習所の教官向け講習、一般向け講習等）等を実施。

【業務部門】

- ・「長野県地球温暖化対策条例」により、排出抑制計画書等の作成・提出や、販売店への省エネラベルの掲出等を義務付け。
- ・地球温暖化防止活動支援補助金や、エコアクション 21 認証・登録の経済的支援等を実施。
- ・信州省エネパトロール隊の活動支援等の普及啓発を実施。
- ・温暖化対策推進協議会設置事業（病院、宿泊施設、商業施設）を実施。

【家庭部門】

- ・「ストップ温暖化！減 CO₂（げんこつ）アクションキャンペーン事業」や、「キッズ ISO プログラム」等の普及啓発や、信州型エコ住宅整備推進事業、環境にやさしい買い物キャンペーン等を実施。

【その他】

- ・森林整備による CO₂ 吸収源事業（カーボン・オフセットシステム構築事業等）等を実施。

長野県では、これらの施策・取組等を、県が率先して対策を進めるとともに、次のような主体と協働して推進している（参考：「長野県地球温暖化防止県民計画 改訂版」）。

〔推進体制〕

- 県民、事業者、NPO 等との協働（地球温暖化対策地域協議会の設置等）
- 地球温暖化防止活動推進員との協働
- 長野県地球温暖化防止活動推進センターとの協働
- 国、市町村との協働 等

また、次のような進行管理を行っている。

[進行管理]

- 県内の温室効果ガスの排出量を毎年度推計し、森林整備・保全の状況と併せて公表
- 地球温暖化対策の進捗状況の点検・評価：「長野県地球温暖化対策条例」において、「知事は、計画に基づく施策について、定期的に学識経験者等による評価を受け、その結果を公表する」としている（第9条）
- 計画の見直し：地球温暖化防止に係る技術水準の向上や国内外の社会経済情勢の変化を踏まえ、長期的な目標を考慮して、必要に応じて計画を見直すことにしている（「長野県地球温暖化対策条例」第8条）

②今後重点的に進める予定の施策・取組

平成21年度に長野県が新規に実施する予定の主な施策・取組については次のとおりである（下記a～dは、長野県における主な事業の柱）。

- a. 排出量の伸び率の高い業務・家庭部門の対策の推進
 - ・温暖化防止エコポイント事業：省エネ行動、省エネ機器導入、非化石エネルギーへの転換等の取組に経済的なインセンティブを与える
 - ・新エネルギー・環境教育実践研究事業：障害のある生徒への体験学習等を通じて、リサイクルや省エネルギー等の環境教育を実践 等
- b. エコイノベーションで進める環境と経済の両立
 - ・環境対応型ものづくり収益向上普及事業：省資源・省エネ等による環境対応型も野津瓜を支援し、中小企業等のコスト削減による収益向上と環境対応を促進
 - ・原油高騰施設園芸省エネルギー化推進緊急対策事業：温室への省エネルギー設備・機器等の導入を支援 等
- c. 自動車交通に係る環境負荷の軽減
 - ・人・環境にやさしい利用促進型バス導入事業：国・市町村と協調して、低床・低公害バスの導入に対する助成を行う 等
- d. 森林整備によるCO₂吸収源対策
 - ・間伐材利用の環モデル事業：地域の関係者が協定を締結して、間伐材の利用を進める仕組みづくりを支援 等

(5) 今後の見通し等

長野県の温室効果ガス排出量は、基準年比で約15.3%増加（平成17年度）しており、削減目標を達成するためには、2012年度（平成24年度）までに約21.3%削減する必要がある。

この目標達成のために、長野県は上記(4)の対策等に取り組んでいる。対策の中では、森林吸収源対策の効果が特に大きいと考えられ、計画通り推進することが重要である。このほかに、電力のCO₂排出係数（電力1kWhの発電で排出されるCO₂量）の影響も大きく、電

気事業者における今後の改善等が期待される。

削減目標と計画の見直し等については、現行計画を平成 20 年 2 月に策定したばかりであり、近時点での見直しはないと考えられ、計画の終了後（平成 24 年度以降）に行う見直しである。

表 2.1.4-3 地球温暖化対策に関連する主な施策・取組の内容【長野県】

	規制的手法（条例化等）	自主的取組促進	ラベリング手法	経済的手法	普及啓発手法	横断的施策等
産業部門	<ul style="list-style-type: none"> ○長野県地球温暖化対策条例に基づく計画書制度 ・排出抑制計画書（大規模事業所、大規模店舗、エネルギー多消費の自動販売機設置者） ・建築物環境配慮計画書の作成・提出等の義務付け 			<ul style="list-style-type: none"> ○エコイノベーションで進める環境と経済の両立 ・中小企業融資制度資金（新事業活性化資金（環境調和向け）） ・中小企業技術開発促進事業 等 ○エコアクション 21 認証・登録に係る支援 ・建物・機械設備取得額の一部を助成 ・入札参加資格での加点 ・事業税の不均一課税（中小企業等） ・低利融資のあっせん（中小企業等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ストップ温暖化！減 CO₂（げんこつ）アクションキャンペーン事業：県民・企業・団体等に対し、日常生活や事後湯活動において環境に配慮した行動を実践する運動を広く呼びかける ○信州省エネパトロール隊活動支援事業：省エネ診断、講習会等を行う省エネパトロール隊（専門家集団）の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○長野県グリーン基本方針：品質や価格だけでなく環境に配慮した物品等を優先的に調達
運輸部門	<ul style="list-style-type: none"> ○長野県地球温暖化対策条例に基づく計画書制度：自動車環境計画書の作成・提出等の義務付け ○長野県地球温暖化対策条例に基づく環境情報等の説明 ・駐車場利用者へのアイドリングストップ実施の周知（駐車場の設置又は管理者） ・自動車（新車）に関する環境情報の説明（自動車販売店）の義務付け 			<ul style="list-style-type: none"> ○人・環境にやさしい利用促進型バス導入事業：低床・低公害バスの導入に対する助成（平成 21 年度新規） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ストップ温暖化！減 CO₂（げんこつ）アクションキャンペーン事業：（再掲） ○エコドライブ推進：自動車教習所の教官向け教習会（インストラクター養成）、一般向け教習会等 	
業務部門	<ul style="list-style-type: none"> ○長野県地球温暖化対策条例に基づく計画書制度 ・排出抑制計画書（大規模事業所、大規模店舗、エネルギー多消費の自動販売機設置者） ・建築物環境配慮計画書の作成・提出等の義務付け 		<ul style="list-style-type: none"> ○長野県地球温暖化対策条例に基づく省エネラベルの掲出 ・特定電気機器等（エアコン、テレビ、冷蔵庫）の性能等についての掲出（多量に陳列販売する者）の義務付け 	<ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化防止活動支援補助金：地球温暖化防止に対して積極的に活動をしている民間団体に、補助金を交付し、温暖化防止活動を支援。 ○エコアクション 21 認証・登録に係る支援：（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ストップ温暖化！減 CO₂（げんこつ）アクションキャンペーン事業（再掲） ○信州省エネパトロール隊活動支援事業：（再掲） ○中部圏サマーエコスタイルキャンペーン（中部圏知事会の 9 県 1 市）：オフィス等における適正冷房の実施徹底と軽装勤務の普及促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○温暖化対策推進協議会の設置事業：業種・業態毎に設置した協議会（病院、宿泊施設、商業施設）に対する支援 ○長野県グリーン基本方針：（再掲）
家庭部門					<ul style="list-style-type: none"> ○ストップ温暖化！減 CO₂（げんこつ）アクションキャンペーン事業：（再掲） ○キッズ ISO プログラム：家庭・学校・企業・NPO・行政が連携して環境教育等を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○信州型エコ住宅整備推進事業 ○環境にやさしい買い物キャンペーン：『環境に配慮した商品やサービスの選択・購入』や『レジ袋削減』など、買い物をとおして環境に配慮した行動の普及啓発

	規制的手法（条例化等）	自主的取組促進	ラベリング手法	経済的手法	普及啓発手法	横断的施策等
						○温暖化防止エコポイント事業：省エネ行動、省エネ機器導入、非化石エネルギーへの転換等の取組に経済的なインセンティブを与える（平成21年度新規）
転換部門	○長野県地球温暖化対策条例に基づく計画書制度 ・再生可能エネルギー計画書（電気事業者） の作成・提出等の義務付け					
その他					○「信州環境フェア」において、地球温暖化に関する普及啓発を実施	○森林整備によるCO ₂ 吸収源事業 ・カーボン・オフセットシステム構築事業 ・間伐材利用の環モデル事業（平成21年度新規）

2.1.5 岐阜県

(1)地球温暖化対策に関連する条例、計画

岐阜県では、下記の条例と計画等に基づいて、地球温暖化対策を実施している。特に、平成 19 年に策定した「岐阜県地球温暖化防止推進計画」において、温室効果ガス削減目標を定めるとともに、具体的な行動指針・対策等についてとりまとめている。また、現在、「岐阜県地球温暖化防止基本条例」について、平成 20 年度制定に向け検討中である（平成 21 年 2 月時点。3 月末に公布された）。

【主な条例】

- ・ 岐阜県環境基本条例（平成 6 年）
- ・ 岐阜県地球温暖化防止基本条例（仮称）（平成 20 年度末に制定予定） 等

【主な計画】

- ・ 岐阜県環境基本計画（平成 17 年）
- ・ 岐阜県新エネルギービジョン（平成 18 年 3 月改定）
- ・ 岐阜県地球温暖化防止推進計画（平成 19 年）
- ・ 岐阜県庁地球温暖化対策実行計画 等

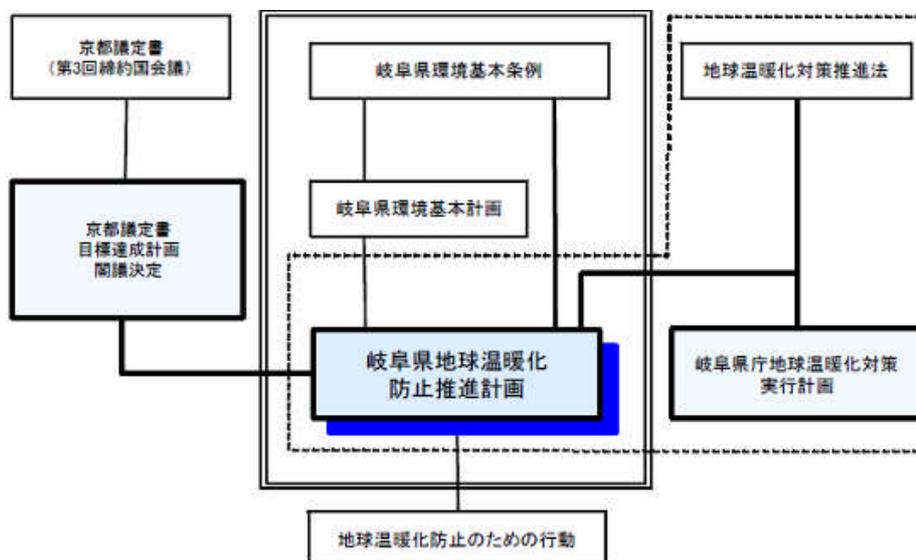


図 2.1.5-1 計画の位置づけ

（資料：「岐阜県地球温暖化防止推進計画」、岐阜県）

(2) 温室効果ガス削減目標

「岐阜県地球温暖化防止推進計画」において、次のように、2010年（平成22年）までに1990年（平成2年）比6%削減することを目標として掲げている。

- 対象物質：二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）
- 基準年：1990年（平成2年）
- 目標年：2010年（平成22年）
- 削減目標：基準年1990年（平成2年）に対して6%削減（森林吸収分を含まない）

目標設定の検討に当たっては、県民アンケート、事業者アンケート等で得られた取り組み状況と削減効果のデータを基に、今後の取組状況から削減量を試算して、実行可能な目標値を設定している。

具体的には、現状の取組のまま追加的な対策を行わない場合の2010年（平成22年）の予測排出量は基準年比3.4%の減少と見積もっており、京都議定書目標達成計画及び「岐阜県地球温暖化防止推進計画」に定める対策・施策を確実に実施することで、基準年に対して6%の削減が可能として、目標値の設定を行っている。

(3) 温室効果ガス排出量の推移・増減要因

① 温室効果ガス排出量の推移

岐阜県の推計による温室効果ガスの排出量について、基準年以降、最近までの推移を表2.1.5-1、図2.1.5-2に示す。同様にCO₂についても表2.1.5-2、図2.1.5-3に示す。

温室効果ガスは、2005年（平成17年）に16,527千t-CO₂排出されており、1990年（平成2年）から約1.7%減少している。また温室効果ガス排出量のうち約96.0%がCO₂である。

CO₂については、1人当たりCO₂排出量は7.5t-CO₂と、全国平均（10.1t-CO₂）より少ない。部門別に見ると、産業部門が約34.0%を占めており、次いで運輸部門が約25.1%、家庭部門が約23.2%の順になっている。

また、全体の排出量は1990年（平成2年）から約2.0%増加しており、増加率の大きいのは、家庭部門（約56.4%増加）、業務部門（約13.2%増加）等である。

② 排出量の増減要因の分析

各部門における温室効果ガスの排出量の増減要因としては、次のように考えられる（参考：岐阜県資料）。

- 家庭部門（約56.4%増加）：世帯数の増加（平成2年比118.3）と、世帯当たりのエネルギー消費量の増加が主な排出量の増加要因
世帯当たりのエネルギー消費量の増加要因としては、機器単体の効率改善は進んで

いるものの機器の大型化、保有台数の増加が進んだこと、従来普及していなかった温水便座・衣類乾燥機等が大きく普及していることによる。

- 業務部門（約 13.2%増加）：床面積当たりのエネルギー消費の増加と床面積の増加が主な排出量の増加要因
- 産業部門（約 14.9%減少）：繊維工業、窯業・土石製品製造業は生産量の減少、輸送用機械器具製造業、電気機械器具製造業は生産量の増加が、主な増減要因

表 2.1.5-1 岐阜県における温室効果ガスの排出状況

(単位:千t-CO₂)

	平成2年 (1990年)	平成12年 (2000年)	平成13年 (2001年)	平成14年 (2002年)	平成15年 (2003年)	平成16年 (2004年)	平成17年 (2005年)	1990年比増減率 (2005年)
二酸化炭素 (CO ₂)	15,558	16,174	15,947	15,884	15,939	15,800	15,864	+2.0%
メタン (CH ₄)	367	329	312	276	276	261	224	-39.0%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	126	148	153	155	151	161	168	+33.3%
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	293	265	231	195	189	124	103	-64.8%
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	194	195	186	161	160	172	98	-49.5%
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	282	96	92	87	80	78	70	-75.2%
合計	16,819	17,207	16,922	16,759	16,794	16,597	16,527	-1.7%
1990年を100とする指数	100.0	102.3	100.6	99.6	99.9	98.7	98.3	
1990年を100とする指数 (全国)	100.0	106.9	104.9	107.5	107.9	107.4	107.7	

(資料:「平成20年版 環境白書」岐阜県、「データで見る岐阜県の温暖化」、岐阜県ホームページ)

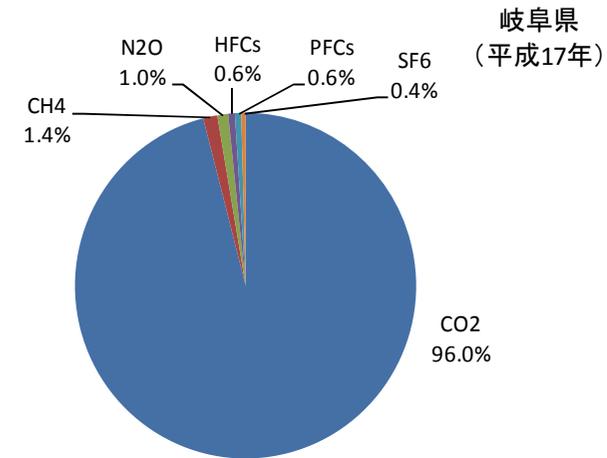
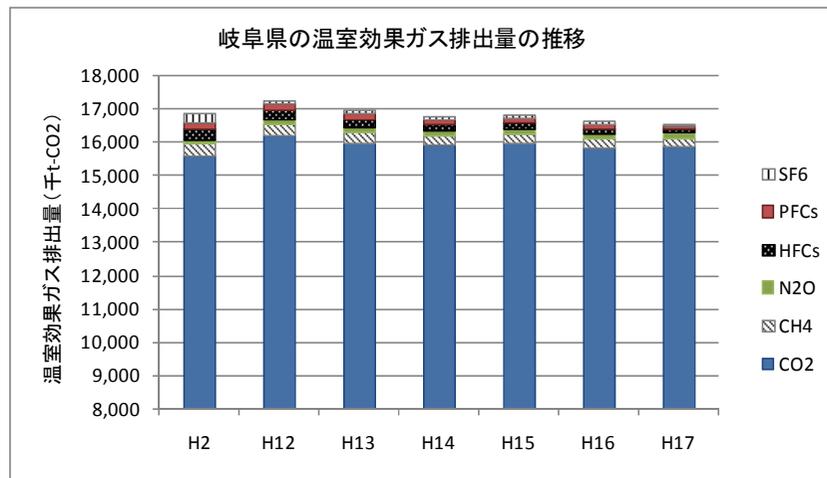


図 2.1.5-2 岐阜県における温室効果ガスの排出状況

(資料:表 2.1.5-1 と同じ)

表 2.1.5-2 岐阜県における CO₂ の排出量の推移

(単位:千t-CO₂)

部門	平成2年 (1990年)	平成12年 (2000年)	平成13年 (2001年)	平成14年 (2002年)	平成15年 (2003年)	平成16年 (2004年)	平成17年 (2005年)	1990年比増減率 (2005年)	1人当りCO ₂ 排出量 (2005年)
産業	6,344	5,904	5,697	5,683	5,607	5,393	5,396	-14.9%	2.6 t/人
民生(家庭)	2,351	3,445	3,529	3,401	3,600	3,720	3,678	+56.4%	1.7 t/人
民生(業務)	893	1,043	1,076	1,138	1,133	1,042	1,011	+13.2%	0.5 t/人
運輸	4,386	4,351	4,156	4,130	3,907	3,970	3,980	-9.3%	1.9 t/人
廃棄物	308	378	387	392	393	394	498	+61.7%	0.2 t/人
工業プロセス	1,275	1,053	1,102	1,139	1,297	1,280	1,301	+2.0%	0.6 t/人
合計	15,558	16,174	15,947	15,884	15,939	15,800	15,864	+2.0%	7.5 t/人
1990年を100とする指数	100.0	104.0	102.5	102.1	102.4	101.6	102.0		(全国計)
1990年を100とする指数(全国)	100.0	109.8	108.4	111.8	112.4	112.3	112.8		10.1 t/人

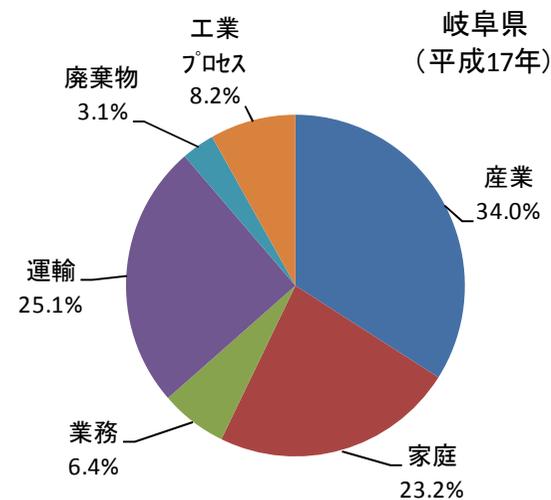
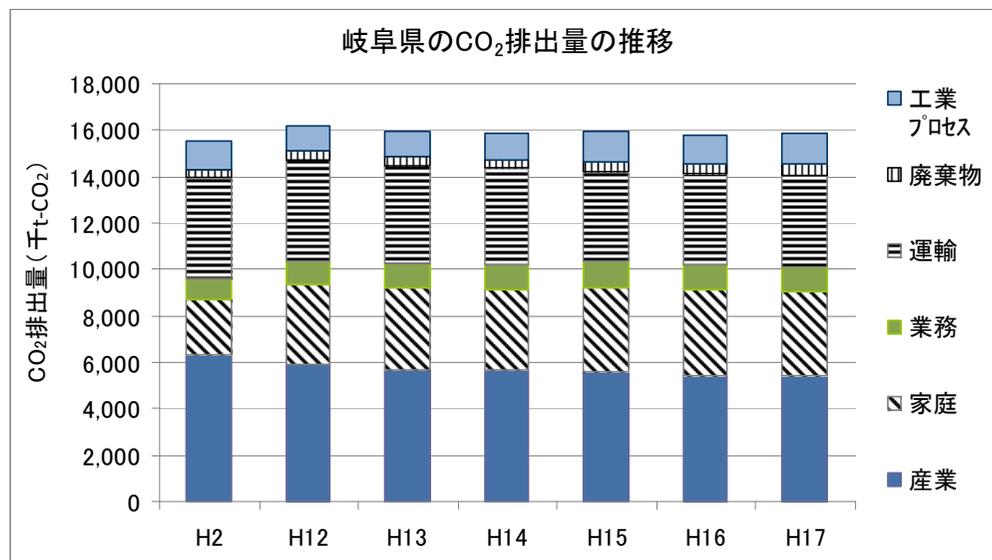


表 2.1.5-3 岐阜県における CO₂ の排出量の推移

(資料:表 2.1.5-1 と同じ)

(4) 主な施策・取組の推進状況

① 主な施策・取組の内容

表 2.1.5-3 に、岐阜県が実施している主な施策・取組について示す。部門毎に概括すると次のとおりである。

【産業部門】

- ・環境配慮事業所登録制度や、岐阜県地球温暖化防止支援銀行等の取組を実施。「岐阜県地球温暖化防止支援銀行」(G-Eco バンク事業)は、NPO に対する支援であり、企業の CO₂ 排出削減量を金額に換算して県内の環境関連の活動を実施する団体の活動助成金として活用するものである。

【運輸部門】

- ・アイドリングストップぎふクラブ (アイドリングストップ運動に取組む事業所の募集) 等の取組を実施。

【業務部門】

- ・環境配慮事業所登録制度や、各種普及啓発 (エコスタイルキャンペーン、マイはし協賛店の募集)等の取組を実施。

【家庭部門】

- ・「もったいない・ぎふ県民運動」や、「地球環境ジュニア委員」等の普及啓発等を実施。「もったいない・ぎふ県民運動」は、新しいライフスタイルを創造することを目的として、身近なところから地球温暖化防止を含む環境保全運動であり、レジ袋有料化、パークアンドライド、チャレンジ!地球温暖化防止、もったいない・ぎふ宣言等を実施している。

【その他】

- ・空気をきれいにし、きれいな花や実で私達のところを潤す「大気環境木」を 2010 年までに 60 万本 (6 万本/年×10 年) 植栽する取組等を実施している。

岐阜県では、これらの施策・取組の進行管理について、次のように実施している (参考: 「岐阜県地球温暖化防止推進計画」)。

○温室効果ガス排出量の経年的把握

温室効果ガスの排出量を毎年把握し、その結果を公表する

○対策の実施状況の把握と課題の抽出等

地球温暖化防止対策の取組状況を定期的に把握し、温室効果ガスの排出状況とあわせ総合的な評価を実施することにより、「岐阜県地球温暖化防止推進計画」を推進する上での課題等を明らかにする。取組に関する課題については、各主体に働きかけてその改善を促すとともに、普及・啓発等を通じて一層の理解と協力を求める。

②今後重点的に進める予定の施策・取組

岐阜県は、平成 20 年度末に「岐阜県地球温暖化防止基本条例」を制定し（平成 21 年 3 月に制定・公布済み）、平成 21 年度から次のような取組を行う予定である。（下記 a～d は、上記条例における基本的考え方を参考にした）

a. 事業者対策

- ・一定規模以上の事業者に対し、温室効果ガス削減計画書等の作成・提出を義務付け
- ・一定規模以上の従業員を有する事業所を設置する事業者に対し、自動車通勤配慮計画書等の作成・提出を義務付け
- ・一定規模以上の建築物を新築等する者に対し、温室効果ガスの排出の削減の措置を義務付け

b. CO₂ 吸収源対策

- ・岐阜県の豊かな森林を活かし、森林の保全・整備、森林資源の利用促進
- ・森林の保全・整備による CO₂ 削減量を評価する仕組みについて、上記条例で規定（温室効果ガス排出削減計画との相殺）

c. 環境教育の推進

- ・次代を担う子ども達への教育から生涯学習を含めた社会教育まで県民全体への教育を包括的に推進

d. 新エネルギー等の促進

- ・太陽光発電、小水力発電、バイオマスの活用等の新エネルギーの導入促進、省エネルギー対策の更なる推進
- ・再生可能エネルギーの利用、グリーン電力の購入等による CO₂ 削減量を評価する仕組みについて、上記条例で規定（温室効果ガス排出削減計画との相殺）

(5) 今後の見通し等

岐阜県の温室効果ガス排出量は、基準年比で約 1.7%減少（平成 17 年）しており、削減目標を達成するためには、2010 年（平成 22 年）までに約 4.3%削減する必要がある。

この目標達成のために、岐阜県は上記(4)の対策等に取り組んでいる。基準年比 6%削減という目標は森林吸収分を除外したものであるが、上記のように岐阜県の豊かな森林を活かした取組も含めて、計画に沿って推進しているところである。

削減目標と計画の見直し等については、今後、ポスト京都議定書を見据えて 2050 年（平成 62 年）までの中長期的な目標を設定するとともに、「岐阜県地球温暖化防止基本条例」に基づき大幅な温室効果ガスの削減を盛り込んだ計画を策定する見通しである。

表 2.1.5-3 地球温暖化対策に関連する主な施策・取組の内容【岐阜県】

	規制的手法（条例化等）	自主的取組促進	ラベリング手法	経済的手法	普及啓発手法	横断的施策等
産業部門	○岐阜県地球温暖化防止基本条例（仮称）の制定（平成 20 年度末を予定） ・温室効果ガス排出削減計画書・報告書（森林の保全・整備、再生可能エネルギーの利用、グリーン電力の購入等による CO ₂ 吸収量と相殺） ・建築物配慮計画書（温室効果ガス排出抑制措置、省エネルギー措置、再生可能エネルギー導入等について記載） の作成・提出等の義務付け	○環境配慮事業所（E 工場）登録制度：地球環境保全対策、廃棄物・リサイクル対策、緑化への取り組み及び地域の環境保全活動への協力・支援等を実施している事業所を「岐阜県環境配慮事業所」として登録				○岐阜県地球温暖化防止支援銀行(G-Eco バンク)：企業の CO ₂ 排出削減量を金額に換算し、県内の環境関連の活動を実施する団体の活動助成金として活用する「G-Eco バンク事業」を実施する（NPO に対する支援）
運輸部門	○岐阜県地球温暖化防止基本条例（仮称）の制定（平成 20 年度末を予定） ・自動車通勤配慮計画書の作成・提出等の義務付け				○アイドリングストップぎふクラブ：アイドリングストップ運動に取組む事業所を募集 ○東海三県一市区広域環境対策協議会におけるパークアンドライド普及啓発：マイカーから公共交通機関への利用転換を図り自動車排出ガスを減らす。	○東海三県一市環境配慮型物流宣言：自動車利用輸配送に関わる各主体（荷主・流通業者、運送業者、行政）がそれぞれ、あるいは協働して、自動車に起因する大気汚染の改善及び温室効果ガスの削減をめざした取組を推進
業務部門	○岐阜県地球温暖化防止基本条例（仮称の制定（平成 20 年度末を予定） ・温室効果ガス排出削減計画書・報告書（再掲） ・建築物配慮計画書（再掲） の作成・提出等の義務付け	○環境配慮事業所(E 工場)登録制度：(再掲)			○中部圏サマーエコスタイルキャンペーン：地球温暖化の防止を図ることを目的として、オフィス等における適正冷房の実施徹底とビジネスシーンでの軽装を広く呼びかける運動 ○東海三県一市グリーン購入キャンペーン：東海三県一市の広域連携で、行政・団体・事業者が協働して、消費者に対し「グリーン購入」を PR ○マイはし持参：マイはし協賛店を募集	
家庭部門					○「地球環境ジュニア委員」委嘱：中学 1・2 年生を対象に、「地球環境ジュニア委員」を設置し、環境に関する情報提供を行うとともに、若い世代の考え方や環境問題に対する意見や提言を聴く機会を設けている	○もったいない・ぎふ県民運動：新しいライフスタイルを創造することを目的とした身近なところから地球温暖化防止を含む環境保全運動（レジ袋有料化、パークアンドライド、チャレンジ!地球温暖化防止、もったいない・ぎふ宣言等） ○レジ袋の削減推進（レジ袋有料化等）
転換部門、その他	○岐阜県地球温暖化防止基本条例（仮称）の制定（平成 20 年度末を予定）（再掲）					○森林の保全・整備、再生可能エネルギーの利用、グリーン電力の購入等による CO ₂ 吸収量と、温室効果ガス排出削減計画との相殺（岐阜県地球温暖化防止基本条例（仮称）（平成 20 年度末を予定）） ○大気環境木：空気をきれいにし、きれいな花や実で私たちのところを潤す大気環境木を平成 22 年までに 60 万本（6 万本/年×10 年）植栽する。

(注) 岐阜県地球温暖化防止基本条例は、平成 21 年 3 月末に公布された。

2.1.6 愛知県

(1) 地球温暖化対策に関連する条例、計画

愛知県では、下記の条例と計画等に基づいて、地球温暖化対策を実施している。特に、「県民の生活環境の保全等に関する条例」と、「あいち地球温暖化防止戦略」（計画）において、具体的な行動指針・対策等を定めている。

【主な条例】

- ・ 愛知県環境基本条例（平成 7 年 3 月）
- ・ 県民の生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年 3 月） 等

【主な計画】

- ・ 第 3 次愛知県環境基本計画（平成 20 年 3 月）
- ・ あいち地球温暖化防止戦略（平成 17 年 1 月）
- ・ 愛知県新エネルギー関連産業振興計画（平成 17 年 3 月） 等

(2) 温室効果ガス削減目標

「あいち地球温暖化防止戦略」において、次のように、2010 年度（平成 22 年度）までに 1990 年度（平成 2 年度）比 6%削減することを目標として掲げている。

- 対象物質：二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふつ化硫黄（SF₆）
- 基準年度：1990 年度（平成 2 年度）（HFC、PFC、SF₆は 1995 年度（平成 7 年度））
- 目標年度：2010 年度（平成 22 年度）（京都議定書の第一約束期間である 2002 年（平成 20 年）～ 2012 年（平成 24 年）の中間年度）
- 将来目標
- ・ 長期的な目標：①省エネルギーの徹底、②新エネルギー・未利用エネルギーの導入の大幅拡大、③天然ガス・水素燃料へのシフト、④森林の整備・保全と緑化の推進、⑤自主的行動・協働の推進 を柱として、産業構造や都市構造の転換も図りながら、温室効果ガス濃度の安定化に寄与する「脱温暖化社会」、環境と経済が好循環する「持続可能な社会」の構築を目指す。
- ・ 短期的な目標：長期的な将来像実現への軌道確立するため、2010 年度（平成 22 年度）における県内から排出される温室効果ガス排出量を基準年度比 6%削減することを目指す。（森林吸収分を含む）

短期的な目標設定の考え方については、上記のとおり、長期的な将来像実現への軌道確立するためと位置付けて、「あいち地球温暖化防止戦略」における重点施策を推進する

とともに、国による対策強化及び追加対策・施策を講じることにより目標達成を目指すものとしている。

目標値の設定に当たっては、2010年度（平成22年度）における温室効果ガスの排出量について、「現状対策による排出量」と「対策強化・重点施策による削減効果」（対策強化・重点施策ケース）を推計し、分析を行っている。具体的には、対策強化・重点施策ケースにおいて、「あいち地球温暖化防止戦略」における重点施策を推進による削減効果、及び国の「地球温暖化対策推進大綱」の評価・見直しにおいて示された対策の強化と追加対策・施策による削減効果等を推計し、2010年度（平成22年度）の温室効果ガス排出量が基準年度排出量を5.1%下回ると見込んでいる。森林による0.9%程度の吸収量を見込むと（森林吸収については対策が「あいちエコプラン2010」の推計のまま推移した場合、0.9%程度と見込まれている）、合計で6%の削減目標の達成が可能であると分析している。

(3) 温室効果ガス排出量の推移・増減要因

① 温室効果ガス排出量の推移

愛知県の推計による温室効果ガスの排出量について、基準年度以降、最近までの推移を表2.1.6-1、図2.1.6-1に示す。同様にCO₂についても表2.1.6-2、図2.1.6-2に示す。

温室効果ガスは、2005年度（平成17年度）に86,281千t-CO₂排出されており、1990年度（平成2年度）から約8.6%増加している。また温室効果ガス排出量のうち約95.8%がCO₂である。

CO₂については、1人当たりCO₂排出量は11.4t-CO₂と、全国平均（10.1t-CO₂）より多い。部門別に見ると、産業部門が約53.2%を占めており、次いで運輸部門が約15.1%、業務部門が13.9%、家庭部門が約11.5%の順になっている。

また、全体の排出量は1990年度（平成2年度）から約13.0%増加しており、増加率の大きいのは、業務部門（約37.5%増加）、家庭部門（約30.2%増加）、運輸部門（約14.4%増加）等である。

② 排出量の増減要因の分析

各部門における温室効果ガスの排出量の増減要因としては、次のように考えられる（参考：愛知県資料）。

- 業務部門（約37.5%増加）
 - ・ 床面積の大幅な伸び、特に商業施設（スーパー・チェーン店等の伸びが大きい）
 - ・ 平成16年度から17年度の増加は、主に厳冬により暖房需要が増加した 等
- 家庭部門（約30.2%増加）
 - ・ 世帯数の大幅な伸び
 - ・ 保有家電製品の台数・規模、使用時間の増加等が、家電製品の省エネ化（トップランナー方式等による効果）を上回り、世帯当たりのエネルギー消費原単位は増加傾

向にある

- ・平成 16 年度から 17 年度の増加は、主に厳冬により暖房需要が増加した 等
- 運輸部門（約 14.4%増加）
 - ・自動車保有台数の伸び、公共交通機関の分担率の減少（自家用車へのシフト化）
 - ・平成 16 年度から 17 年度の減少は、主に自動車燃費の向上による 等

表 2.1.6-1 愛知県における温室効果ガスの排出量の推移

(単位:千t-CO₂)

	平成2年度 (1990年度)	平成7年度 (1995年度)	平成12年度 (2000年度)	平成13年度 (2001年度)	平成14年度 (2002年度)	平成15年度 (2003年度)	平成16年度 (2004年度)	平成17年度 (2005年度)	1990年度比増減率 (2005年度)
二酸化炭素 (CO ₂)	73,108	77,673	76,193	78,667	82,096	81,590	82,381	82,635	+13.0%
メタン (CH ₄)	349	325	306	305	303	296	298	283	-18.8%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	805	1,089	1,081	1,166	1,226	1,214	1,234	1,230	+52.8%
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	683	683	915	948	980	1,012	1,044	456	-33.2%
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	653	653	778	778	778	778	778	681	+4.3%
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	3,833	3,833	2,265	2,090	1,916	1,742	1,568	996	-74.0%
合計	79,431	84,256	81,538	83,954	87,299	86,632	87,303	86,281	+8.6%
1990年を100とする指数	100.0	106.1	102.7	105.7	109.9	109.1	109.9	108.6	
1990年を100とする指数 (全国)	100.0	106.5	106.9	104.9	107.5	107.9	107.4	107.7	

(資料:「2005年度(平成17年度)の温室効果ガス排出量について」、愛知県)

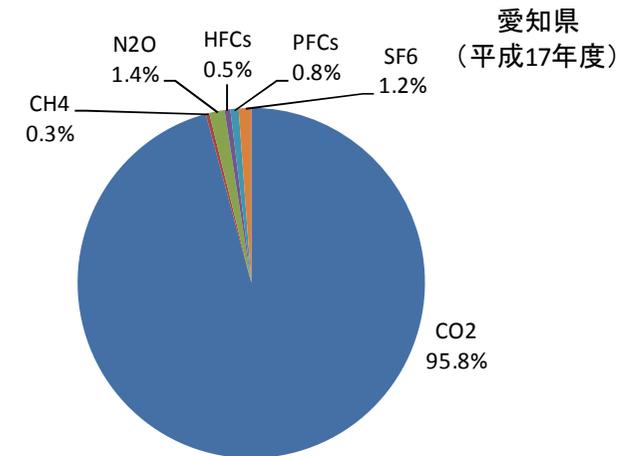
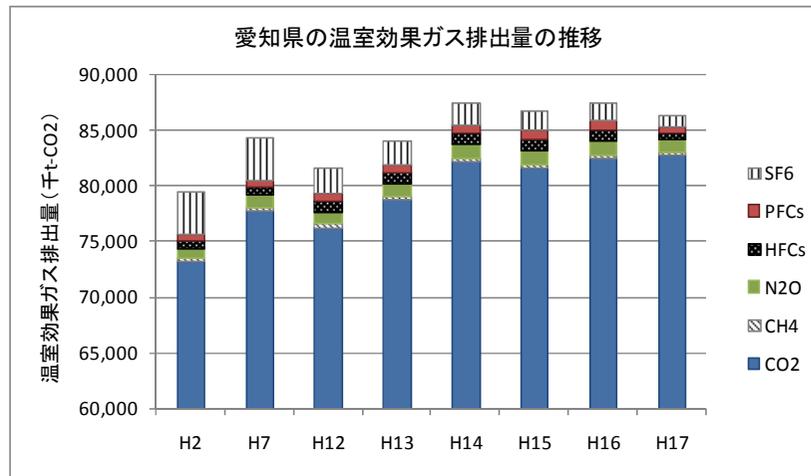


図 2.1.6-1 愛知県における温室効果ガスの排出量の推移

(資料:表 2-1-6-1 と同じ)

表 2.1.6-2 愛知県における CO₂ の排出量の推移

(単位:千t-CO₂)

部門	平成2年度 (1990年度)	平成7年度 (1995年度)	平成12年度 (2000年度)	平成13年度 (2001年度)	平成14年度 (2002年度)	平成15年度 (2003年度)	平成16年度 (2004年度)	平成17年度 (2005年度)	1990年度比増減率 (2005年度)	1人当りCO ₂ 排出量 (2005年度)
産業	42,711	41,872	39,925	40,762	41,435	42,713	43,998	43,926	+2.8%	6.1 t/人
民生(家庭)	7,315	8,655	8,761	9,282	10,159	9,533	9,196	9,522	+30.2%	1.3 t/人
民生(業務)	8,381	9,776	9,780	10,521	12,052	11,125	11,095	11,527	+37.5%	1.6 t/人
運輸	10,915	12,786	13,391	13,515	13,537	13,338	13,043	12,490	+14.4%	1.7 t/人
エネルギー転換	1,481	1,880	1,409	1,577	1,956	1,818	1,920	2,123	+43.4%	0.3 t/人
非エネルギー起源	2,304	2,705	2,927	3,009	2,958	3,063	3,130	3,047	+32.2%	0.4 t/人
合計	73,108	77,673	76,193	78,667	82,096	81,590	82,381	82,635	+13.0%	11.4 t/人
1990年を100とする指数	100.0	106.2	104.2	107.6	112.3	111.6	112.7	113.0		(全国計)
1990年を100とする指数(全国)	100.0	107.3	109.8	108.4	111.8	112.4	112.3	112.8		10.1 t/人

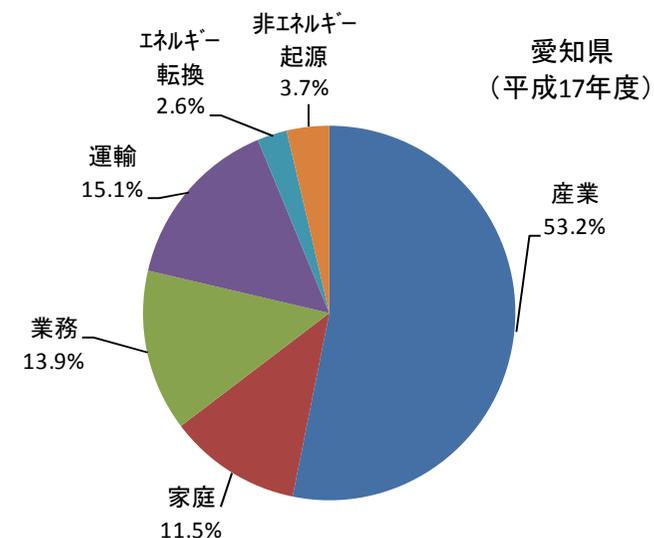
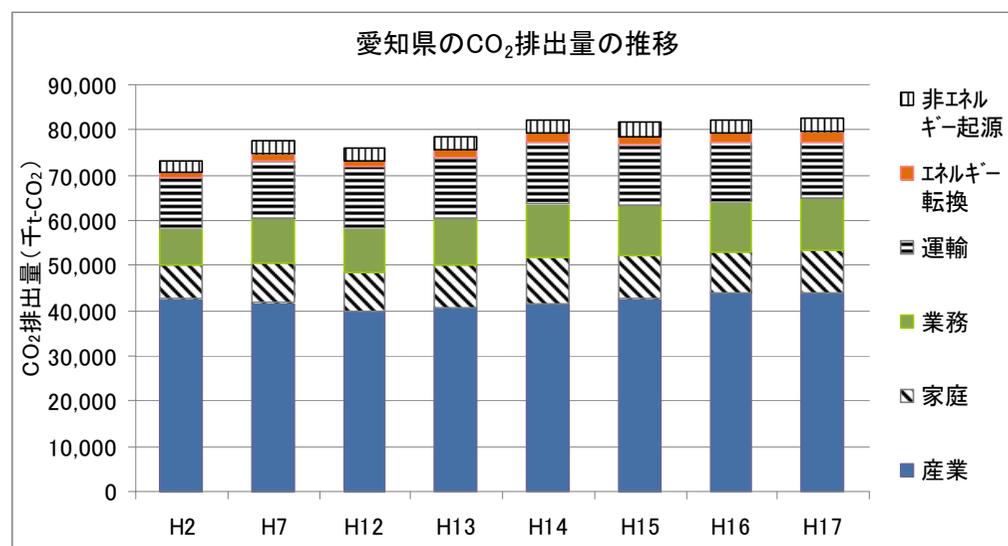


図 2.1.6-2 愛知県における CO₂ の排出量の推移

(資料: 表 2.1.6-1 と同じ)

(4) 主な施策・取組の推進状況

① 主な施策・取組の内容

表 2.1.6-3 に、愛知県が実施している主な施策・取組について示す。部門毎に概括すると次のとおりである。

【産業部門】

- ・「県民の生活環境の保全等に関する条例」により、地球温暖化対策計画書等の作成・提出を義務付け。
- ・中小企業向けの環境対策資金（融資）や CO₂ 排出削減マニフェスト（県が承認・公表）、等を実施。
- ・「技術移転ニュービジネスモデル作戦」により、省エネ技術の発掘・移転を促進。

【運輸部門】

- ・「県民の生活環境の保全等に関する条例」により、アイドリングストップ等を義務付け。
- ・「あいち新世紀自動車環境戦略」を推進するとともに、自動車エコ事業所の認定やエコドライブの普及啓発等を実施。

【業務部門】

- ・「県民の生活環境の保全等に関する条例」により、地球温暖化対策計画書等の作成・提出を義務付け。
- ・中小企業向けの環境対策資金（融資）や、「チェーンまるごとエコショップ作戦」（コンビニ・ビル等の省エネ化）、種々の普及啓発等を実施。
- ・「ソーラーミリオン作戦」により県有施設等に太陽光発電を設置。ESCO 事業を推進。

【家庭部門】

- ・「EXPO エコマネー」や、「グリーン電力活用促進モデル事業」、住宅用太陽光発電設置に対する経済的支援等の取組を行うとともに、「あいちエコチャレンジ 21」等による種々の普及啓発等を実施。

【その他】

- ・「県民グリーン運動大作戦」による家庭・オフィスビルの緑化推進、森林の適正な整備・保全と木材の利用促進等による CO₂ 吸収源事対策等を実施。

愛知県では、これらの施策・取組の進行管理について、県民参加による「戦略フォローアップ委員会」と「県民ワークショップ」等により、施策・排出量を点検・評価する仕組みを作っている。また、「あいち地球温暖化防止戦略」における 25 の重点施策のうち、12 の施策・事業については数値目標を設定して、その達成状況の評価等を行っている。

②今後重点的に進める予定の施策・取組

「あいち地球温暖化防止戦略」における 25 の重点施策のうち、次の 12 の施策・事業については数値目標を設定して取組んでいるところである。

- a. CO₂ 排出削減マニフェストの登録〔CO₂ マニフェスト作戦〕
- b. 省エネラベリングの普及拡大
- c. 太陽エネルギー利用施設等の普及促進〔ソーラーミリオン作戦〕
- d. 燃料電池の普及促進〔燃料電池フロンティア作戦〕
- e. 地域・企業等のエココミュニティ活動の促進〔どこでもエコ協議会作戦〕
- f. チェーンまるごとエコショップ化の推進〔チェーンまるごとエコショップ作戦〕
- g. ESCO 事業の展開〔省エネ ESCO 作戦〕
- h. エコカーの普及拡大〔エコカー300 万台作戦〕
- i. グリーン配送の促進
- j. 公共交通利用への転換促進
- k. エコドライブの実践促進
- l. エコファミリー宣言精度の普及

上記のうち、〔 〕書きについては、特に先進的・先導的な取組として「あいち eco モデル」に位置付けて発信している。重点施策のうち「あいち eco モデル」に位置づけているものは、これらのほかに次の 2 つの取組（計 9 つ）がある。

- ・ 県民グリーン運動作戦：家庭・オフィスビル等の緑化の促進
- ・ 技術移転ニュービジネスモデル作戦：省エネ技術の発掘・移転の促進

(5) 今後の見通し等

愛知県の温室効果ガス排出量は、基準年比で約 8.6%増加（平成 17 年度）しており、削減目標を達成するためには、2010 年度（平成 22 年度）までに約 14.6%削減する必要がある。

この目標達成のために、愛知県は上記(4)の対策等に取り組んでいる。今後、長期的には新エネルギー導入等も重要である。また、電力の CO₂ 排出係数（電力 1kWh の発電で排出される CO₂ 量）の影響も大きく、電気事業者における今後の改善等が期待される。

愛知県は、平成 21 年度から、2050 年（平成 62 年）を見据えた「新たな戦略」の検討に着手することにしており、中長期の目標を設定するとともに、新戦略を平成 22 年度に策定することとしている。

表 2.1.6-3 地球温暖化対策に関連する主な施策・取組の内容【愛知県】

	規制的手法（条例化等）	自主的取組促進	ラベリング手法	経済的手法	普及啓発手法	横断的施策等
産業部門	<p>○「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づく地球温暖化対策計画書制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策計画書 ・地球温暖化対策実施状況書の作成及び提出の義務付け 	<p>○CO₂排出削減マニフェスト：事業者の自主性や創意工夫を活かした取組内容を、事業者自身が「マニフェスト」（宣言、公約）として県に提出してもらい、県はこれを承認・登録・公表する</p>		<p>○愛知県環境対策資金（融資）：環境対策のための施設整備又は低公害車の購入に必要な資金の融資（中小企業向け）</p>	<p>○技術移転ニュービジネスモデル作戦：NPO 主体の事業者間省エネ技術移転制度の導入支援により、省エネ技術の発掘・移転を促進</p>	
運輸部門	<p>○「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づくアイドリングストップ等の義務付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アイドリングストップ義務付け（自動車の運転者） ・アイドリングストップに関する指導の義務付け（従業員に自動車を運転させる事業者） ・アイドリングストップの周知の義務付け（駐車場設置者） ・新車の環境情報の説明の義務付け（自動車販売者） 	<p>○自動車エコ事業所認定制度：エコカーの導入やグリーン配送の実施等、あいち新世紀自動車環境戦略に掲げる施策に積極的に取り組む事業所を認定し、認定証や表示板の交付を行うほか、県のホームページにも掲載</p>		<p>○あいち新世紀自動車環境戦略の推進（エコカー300 万台作戦等）：低公害車等の導入促進費補助金、エコステーションの整備等</p>	<p>○エコドライブメンバーズクラブ：大気汚染物質の排出を減らし、自動車の燃費を向上させる地球環境負荷に配慮した自動車運転方法であるエコドライブを県民・事業者等に会員登録してもらうことにより取組を普及促進・拡大</p> <p>○エコドライブ講習（エコトレーニング）：愛知県、社団法人日本自動車連盟（JAF）愛知支部及び地元市との共催で講習会を開催。「あいちエコチャレンジ21」の一環。</p> <p>○東海三県一市区広域環境対策協議会におけるパークアンドライド普及啓発：マイカーから公共交通機関への利用転換を図り自動車排出ガスを減らす。</p>	<p>○東海三県一市環境配慮型物流宣言：自動車利用輸配送に関わる各主体（荷主・流通業者、運送業者、行政）がそれぞれ、あるいは協働して、自動車に起因する大気汚染の改善及び温室効果ガスの削減をめざした取組を推進。</p> <p>○グリーン配送制度：県へ物品を自動車（二輪自動車を除く。）により配送する場合に、「愛知県グリーン配送適合車」の使用を依頼。</p> <p>○バイオ燃料の導入拡大</p> <p>○公共交通機関への転換促進：パークアンドライド駐車場の確保等</p> <p>○ITS の活用促進：ETC の利用拡大</p>
業務部門	<p>○地球温暖化対策計画書制度：（再掲）</p>			<p>○愛知県環境対策資金（融資）：（再掲）</p> <p>○太陽エネルギー利用施設等の普及（ソーラーミリオン作戦）：県有施設（庁舎、駐車場等）に太陽光発電を設置等</p>	<p>○技術移転ニュービジネスモデル作戦：（再掲）</p> <p>○中部圏サマーエコスタイルキャンペーン：地球温暖化の防止を図ることを目的として、オフィス等における適正冷房の実施徹底とビジネスシーンでの軽装を広く呼びかける運動。</p> <p>○さわやかサマースタイルキャンペーン：1.適正冷房の実施（28℃）、2.軽装・ノーネクタイの励行</p> <p>○家庭・オフィスビル等における緑化の推進（県民グリーン運動作戦）</p> <p>○東海三県一市グリーン購入キャンペーン：東海三県一市の広域連携で、行政・団体・事業者が協働して、消費者に対し「グリーン購入」をPR</p>	<p>○店舗・ビル等の省エネ化の促進（チェーンまるごとエコショップ作戦）：コンビニ等のチェーン組織やビル管理等の業態を活かし、多数の店舗やビルの省エネ化の水平展開を促進</p> <p>○ESCO 事業：「省エネ ESCO 作戦」として、県有施設へ ESCO 事業を率先導入するとともに、市町村や民間オフィス等への普及拡大を図り、県内での ESCO ビジネスの育成をする。また、中小事業者への省エネ診断・講習会を実施。</p> <p>○コージェネレーション・地域冷暖房システムの導入拡大</p>

	規制的手法（条例化等）	自主的取組促進	ラベリング手法	経済的手法	普及啓発手法	横断的施策等
家庭部門			○省エネラベリングの普及拡大：性能表示による省エネ型家電製品の買換え促進	○太陽エネルギー利用施設等の普及（ソーラーミリオン作戦）：導入促進費補助金等 ・住宅用太陽光発電施設導入促進補助金：住宅用太陽光発電施設設置補助を実施する市町村に対して、その負担の一部を補助	○あいちエコチャレンジ 21：一人ひとりにエコライフの実践を呼びかける県民運動 ・市町村等と連携した啓発活動 ・ストップ温暖化教室（小学校・高学年を対象） ・エコドライブ講習会の実施等	○地球温暖化対策地域協議会の設立促進（どこでもエコ協議会作戦）：地域における自主的な活動推進のため、協議会設立に向けたコーディネーター派遣等を実施 ○EXPO エコマネー：レジ袋の辞退、環境学習に参加する、公共交通機関を利用するなどのエコ活動を行い、EXPO エコマネーを獲得し、エコ商品との交換や植樹や地域の緑化事業等への寄付に使うことができる ○グリーン電力活用促進モデル事業 ・住宅用太陽光発電施設が生み出す「環境価値」を県が「グリーン電力証書」として買い上げ、環境学習施設等で活用 ・民間におけるグリーン電力の活用を促進するためのPRを展開 ○「あいちエコ住宅」づくりの推進：環境配慮型住宅づくりの普及促進 ○燃料電池の導入支援 ○レジ袋の削減推進：レジ袋削減取組店制度 等
転換部門	○地球温暖化対策計画書制度：（再掲）					
その他						○あいち県民グリーン運動大作戦：記念日に木を植える、壁面やベランダへツル植物を植栽するなど身近な所で緑化に取り組んでCO ₂ 排出を抑える。 ○森林の適正な整備・保全と木材の利用促進

2.1.7 三重県

(1) 地球温暖化対策に関連する条例、計画

三重県では、下記の条例と計画等に基づいて、地球温暖化対策を実施している。特に、「三重県生活環境の保全に関する条例」と、「三重県地球温暖化対策推進計画（改訂版）」において、具体的な行動指針・対策等を定めている。

【主な条例】

- ・ 三重県環境基本条例（平成 7 年 3 月）
- ・ 三重県生活環境の保全に関する条例（平成 17 年 10 月改正） 等

【主な計画】

- ・ 三重県環境基本計画
- ・ 三重県バイオマスエネルギー利用ビジョン（平成 16 年 3 月）
- ・ 三重県新エネルギービジョン（平成 17 年 3 月改定）
- ・ 三重県地球温暖化対策推進計画（改訂版）（平成 19 年 3 月）
- ・ 三重県庁地球温暖化対策率先実行計画 等

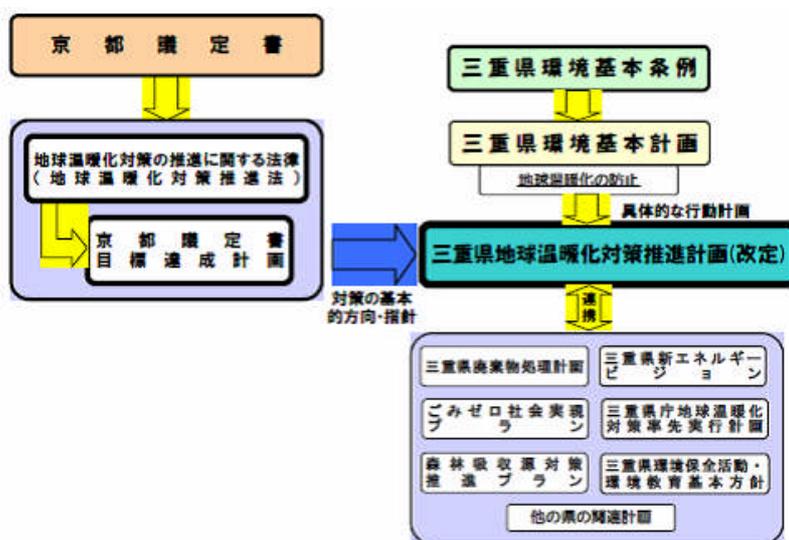


図 2.1.7-1 計画の位置づけ

(資料：「三重県地球温暖化対策推進計画」、三重県)

(2) 温室効果ガス削減目標

「三重県地球温暖化対策推進計画」において、次のように、2010年度（平成22年度）までに1990年度（平成2年度）比3%削減することを目標として掲げている。

- 対象物質：二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）
- 基準年度：1990年度（平成2年度）（HFC、PFC、SF₆は1995年度（平成7年度））
- 目標年度：2010年度（平成22年度）
- 削減目標：基準年度に対して3%削減（森林吸収分を含む）
2010年度（平成22年度） 家庭1世帯当たり 2003年度（平成15年度）比 19%削減
2010年度（平成22年度） 自動車1台当たり 2003年度（平成15年度）比 25%削減
2010年度（平成22年度） 事業所^(注) 床面積1㎡当たり 2003年度（平成15年度）比 19%削減

(注) 店舗、オフィス等の業務その他部門の事業所

目標設定に当たっては、国とは実施できる対策や求められる役割が必ずしも一致するものではないこと及び地域の課題や特性に合わせた対応が必要なことから、国の目標を基本としつつも、三重県の状況を踏まえつつ、県民・事業者・行政が一体となって取り組むことで達成できる目標としている（「三重県地球温暖化対策推進計画」より抜粋）。

具体的には、2010年度（平成22年度）における三重県の温室効果ガス排出量を予測し、3つのシナリオを設定して削減目標についての分析を行っている。3つのシナリオのうち、シナリオ2（「京都議定書目標達成計画等の対策を着実に実施することに加えて、三重県独自の対策と家庭や事業者が取組を強化した場合」）の効果を見積もり、基準年度比0%とする削減目標を設定し、これに森林吸収による3%削減分を加えて、全体の削減目標を設定している。

(3) 温室効果ガス排出量の推移・増減要因

① 温室効果ガス排出量の推移

三重県の推計による温室効果ガスの排出量について、基準年度以降、最近までの推移を表2.1.7-1、図2.1.7-2に示す。同様にCO₂についても表2.1.7-2、図2.1.7-3に示す。

温室効果ガスは、2005年度（平成17年度）に28,854千t-CO₂排出されており、1990年度（平成2年度）から約9.4%増加している。また温室効果ガス排出量のうち約96.0%がCO₂である。

CO₂については、1人当たりCO₂排出量は14.8t-CO₂と、全国平均（10.1t-CO₂）より多い。部門別に見ると、産業部門が約56.2%を占めており、次いで運輸部門が約16.8%、業務部門が10.1%、家庭部門が8.4%の順になっている。

また、全体の排出量は1990年度（平成2年度）から約11.3%増加しており、増加率の大きいのは、業務部門（約66.5%増加）、家庭部門（約26.1%増加）、運輸部門（約12.2%増加）等である。

②排出量の増減要因の分析

各部門における温室効果ガスの排出量の増減要因としては、次のように考えられる（参考：三重県資料）。

- 業務部門（約66.5%増加）：OA機器の増加、営業時間の延長、床面積の増加等
県内の第三次産業の活動が活発であったことから基準年度比約66.5%増加したが、前年度と比べると、重油類の消費量が減少して都市ガスの消費が増えた結果、約4.9%減少した。
- 家庭部門（約26.1%増加）
世帯数の増加と家庭内のエネルギー消費機器の増加に伴い基準年度比約26.1%増加したが、前年度と比べると、世帯数の減少と燃料価格の上昇に伴いエネルギー消費量が減少したため、約3.4%減少した。
- 運輸部門（約12.2%増加）
自動車保有台数の増加に伴い基準年度比約12.2%増加し、また前年度と比べても旅客輸送人員が増加したことから約4.5%増加した。
- 産業部門（約3.5%増加）
県内の製造業を中心とする第二次産業の活動が好調なことから基準年度比約3.5%増加したが、前年度と比べると、事業所の重油類から天然ガス類への燃料転換が進んだ結果、約2.0%減少した。

表 2.1.7-1 三重県の温室効果ガスの排出量の推移

(単位:千t-CO₂)

	平成2年 度	平成12年度 (2000年度)	平成13年度 (2001年度)	平成14年度 (2002年度)	平成15年度 (2003年度)	平成16年度 (2004年度)	平成17年度 (2005年度)	1990年度比増減率 (2005年度)
二酸化炭素 (CO ₂)	24,888	27,783	27,545	27,606	27,215	28,090	27,699	+11.3%
メタン (CH ₄)	591	389	374	347	348	324	298	-49.7%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	490	560	556	555	555	544	542	+10.7%
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	43	94	100	105	111	113	104	+142.4%
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	165	241	399	195	244	166	151	-8.2%
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	208	93	103	67	74	73	60	-71.0%
合計	26,384	29,160	29,077	28,875	28,547	29,310	28,854	+9.4%
1990年を100とする指数	100.0	110.5	110.2	109.4	108.2	111.1	109.4	
1990年を100とする指数 (全国)	100.0	106.9	104.9	107.5	107.9	107.4	107.7	

(資料:「2005年度(平成17年度)の三重県域温室効果ガスの排出量について」、三重県)

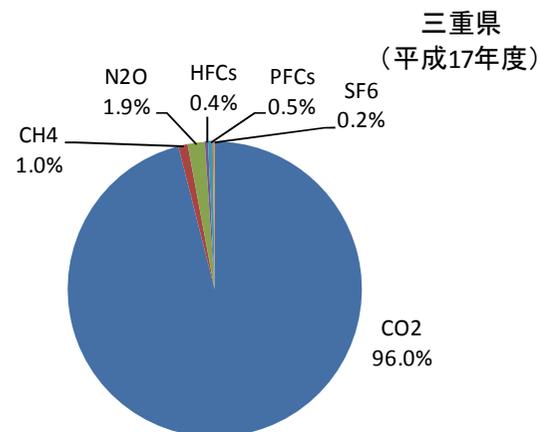
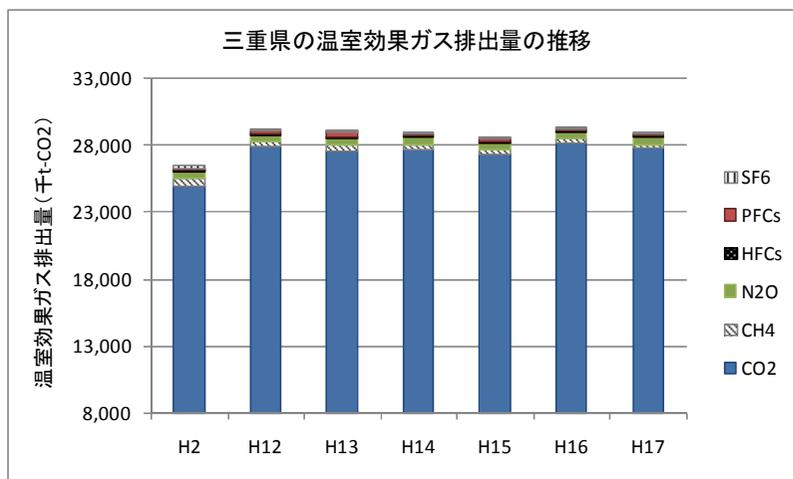


図 2.1.7-2 三重県の温室効果ガスの排出量の推移

(資料:表 2.1.7-1 と同じ)

表 2.1.7-2 三重県のCO₂の排出量の推移

(単位:千t-CO₂)

部門	平成2年度 (1990年度)	平成12年度 (2000年度)	平成13年度 (2001年度)	平成14年度 (2002年度)	平成15年度 (2003年度)	平成16年度 (2004年度)	平成17年度 (2005年度)	1990年度比増減率 (2005年度)	1人当りCO ₂ 排出量 (2005年度)
産業	15,050	16,302	15,772	15,428	15,398	15,899	15,575	+3.5%	8.3 t/人
民生(家庭)	1,846	2,312	2,291	2,338	2,398	2,409	2,327	+26.1%	1.2 t/人
民生(業務)	1,686	2,409	2,413	2,639	2,773	2,953	2,807	+66.5%	1.5 t/人
運輸	4,154	4,666	5,002	5,081	4,620	4,461	4,661	+12.2%	2.5 t/人
エネルギー転換	454	496	451	447	377	465	433	-4.7%	0.2 t/人
廃棄物	473	462	465	449	430	681	673	+42.0%	0.4 t/人
工業プロセス	1,225	1,136	1,152	1,223	1,219	1,222	1,224	-0.1%	0.7 t/人
合計	24,888	27,783	27,545	27,606	27,215	28,090	27,698	+11.3%	14.8 t/人
1990年を100とする指数	100.0	111.6	110.7	110.9	109.3	112.9	111.3		(全国計)
1990年を100とする指数(全国)	100.0	109.8	108.4	111.8	112.4	112.3	112.8		10.1 t/人

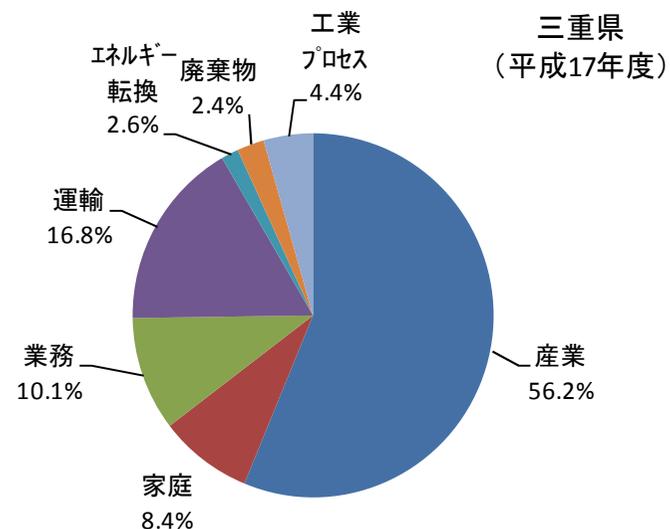
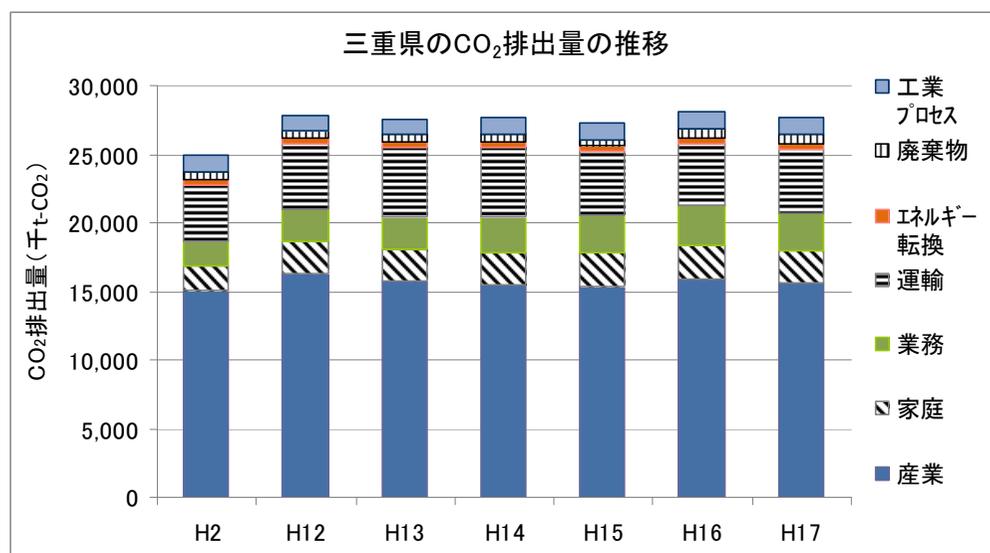


図 2.1.7-3 三重県のCO₂の排出量の推移

(資料:表 2.1.7-1 と同じ)

(4) 主な施策・取組の推進状況

① 主な施策・取組の内容

表 2.1.7-3 に、三重県が実施している主な施策・取組について示す。部門毎に概括すると次のとおりである。

【産業部門】

- ・「三重県生活環境の保全に関する条例」により、地球温暖化対策計画書等の作成・提出を義務付け。
- ・企業連携による CO₂ 排出量削減促進事業や、省エネ診断・省エネ相談等を実施。

【運輸部門】

- ・「三重県生活環境の保全に関する条例」により、アイドリングストップ等を義務付け。
- ・パークアンドライド等の普及啓発等を実施。

【業務部門】

- ・「三重県生活環境の保全に関する条例」により、地球温暖化対策計画書等の作成・提出を義務付け。
- ・「M-EMS」（ミームス：環境マネジメントシステム）の認証制度や、小規模新エネルギー普及支援事業、種々の普及啓発等を実施。

【家庭部門】

- ・「みえ・まるごとエコ生活」推進事業（平成 21 年度新規）、家庭用新エネルギー普及支援事業（経済的支援）、種々の普及啓発等を実施。

【その他】

- ・緑化の保全と創出、再生可能エネルギー等の普及等の取組を実施。

これらの施策・取組の進行管理については、毎年の温室効果ガス排出状況や対策の進捗状況等を把握、評価し、ホームページ等を通じてそれらの情報提供を行っている。施策・取組の個別事業の中で把握しているものもある。

② 今後重点的に進める予定の施策・取組

平成 21 年度に三重県が実施する予定の主な施策・取組については次のとおりである（下記 a～b は、三重県における主な事業の柱）。企業向けと家庭向けの取組を、それぞれ単発で実施するだけでなく、これらを土台にして、企業の取組と家庭の取組とをつなげていくことを重視している。

a. 温暖化防止に向けた事業活動の促進

企業と企業、企業から地域、従業員家庭の取組を推進して、企業連携により CO₂ 削減

を促進する。

- ・ 企業ネットワークを生かした CO₂削減取組の推進:そのためのツールとして、M-EMS、キッズ ISO14001、省エネ診断・相談を活用
- ・ 大企業に対して、条例に基づく「地球温暖化対策計画書」に対するフォローアップ調査を実施 等

b. エコライフの普及啓発推進

家庭と企業の連携を促進し、「みえ・まるごとエコ生活」を推進する。

- ・ 「みえ・まるごとエコ生活」の検討、推進
- ・ 地域の担い手と企業等が連携して、小中学生向け副読本を作成し、環境教育を実施
- ・ 地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員による普及啓発活動に対する支援 等

「みえ・まるごとエコ生活」推進事業は、家庭での省エネ行動を促進するとともに、環境保全団体の活動を支援し、環境にやさしい地域づくりに取り組むものである。①企業における「環境にやさしい企業行動の推進」(エコ商品・サービスの販売、家庭への特典付与等)、②家庭における「エコライフスタイルの定着」(エコ商品購入、省エネの実践等)、③NPO・ボランティア団体等における「環境保全活動の推進」(家庭からの出資による環境保全活動等)等を結びつけることを目指す。

なお、「みえのエコポイント事業」(各家庭での電力消費削減に対する、協力店による特典付与(ポイントカードへのポイント上乘せ等))は、「みえ・まるごとエコ生活」推進事業に統合されることになった。

(5) 今後の見通し等

三重県の温室効果ガス排出量は、基準年比で約 9.4%増加(平成 17 年度)しており、削減目標を達成するためには、2010 年度(平成 22 年度)までに約 12.4%削減する必要がある。

この目標達成のために、上記(4)の対策等に取り組んでいるところである。電力の CO₂ 排出係数(電力 1kWh の発電で排出される CO₂ 量)の影響も大きく、電気事業者における今後の改善等が期待される。

削減目標や計画の見直し等については、国や国際的な動向等を踏まえて、平成 21 年度から検討を開始することとしている。現在実施している地球温暖化対策計画書制度を発展させた排出量取引のあり方等についても、検討する見通しである。

表 2.1.7-3 地球温暖化対策に関連する主な施策・取組の内容【三重県】

	規制的手法（条例化等）	自主的取組促進	ラベリング手法	経済的手法	普及啓発手法	横断的施策等
産業部門	○「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく地球温暖化対策計画書制度：地球温暖化対策計画の作成・提出の義務付け				○省エネ診断・省エネ相談：省エネルギー診断（無料）の受診を希望する工場・事業所を募集等	○企業連携による CO ₂ 排出量削減促進事業：企業のネットワークを生かして CO ₂ 削減取組を推進（例：コンビナートのエコ通勤等） ○みえ・グリーン購入倶楽部：グリーン購入実践の推進、グリーン購入の普及啓発・連携推進
運輸部門	○「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づくアイドリングストップ等の義務付け ・アイドリングストップ義務付け（自動車の運転者） ・アイドリングストップの周知の義務付け（駐車場管理者） ・自動車の環境情報を記載した書面等の提示、説明の義務付け（自動車販売者）				○東海三県一市広域環境対策協議会におけるパークアンドライド普及啓発：マイカーから公共交通機関への利用転換を図り自動車排出ガスを減らす	○環境行動計画モデル事業：国土交通省からの指定を受け、EST（※）モデル事業を実施（2005～2007年度） （※） Environmentally Sustainable Transport：環境的に持続可能な交通 ○東海三県一市環境配慮型物流宣言：自動車利用輸配送に関わる各主体（荷主・流通業者、運送業者、行政）がそれぞれ、あるいは協働した取組を推進
業務部門	○地球温暖化対策計画書制度：（再掲）	○M-EMS（ミームス：「みえ・環境マネジメントシステム・スタンダード」の愛称）：環境マネジメントシステムの認証制度（KES 認証も同時に取得できる）		○三重県小規模新エネルギー普及支援事業：県内市町及び各種法人に対して、公共施設、学校、事業所等への新エネルギー導入を促進するとともに、関係者及び地域住民のエネルギー問題等に対する意識の高揚を図ることを目的に、導入設備に係る費用の一部を補助。その後1年間普及啓発行動を行う。	○関西エコオフィス宣言：身近なところからの省エネルギー等の取組を実施。取組について規定用紙にて県に報告（関西広域連携協議会） ○中部圏サマーエコスタイルキャンペーン：地球温暖化の防止を図ることを目的として、オフィス等における適正冷房の実施徹底とビジネスシーンでの軽装を広く呼びかける運動 ○夏のエコスタイルキャンペーン：適正冷房と軽装勤務の普及促進の取組 ○東海三県一市グリーン購入キャンペーン：東海三県一市の広域連携で、行政・団体・事業者が協働して、消費者に対し「グリーン購入」をPR ○三重県小規模新エネルギー普及支援事業：（再掲）	○企業連携による CO ₂ 排出量削減促進事業：（再掲） ○みえ・グリーン購入倶楽部：（再掲）

	規制的手法（条例化等）	自主的取組促進	ラベリング手法	経済的手法	普及啓発手法	横断的施策等
家庭部門				<ul style="list-style-type: none"> ○家庭用新エネルギー普及支援事業:住宅用太陽光発電設備などの家庭用新エネルギー導入に対する補助を実施 ○みえのエコポイント事業:各家庭での電力消費削減(協力店による特典(ポイントカードへのポイント上乘せ等))(平成20年度まで) ↓ 「みえ・まるごとエコ生活」推進事業に統合(「横断的施策等」を参照) 	○三重県小規模新エネルギー普及支援事業:(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ○「みえ・まるごとエコ生活」推進事業:地球環境フォーラムの実施により、家庭での省エネ行動を促進するとともに、環境保全団体の活動を支援し、地球にやさしい地域づくりに取り組む(平成21年度新規) ○レジ袋の削減推進
転換部門	○地球温暖化対策計画書制度:(再掲)					○企業連携によるCO ₂ 排出量削減促進事業:(再掲)

2.1.8 名古屋市

(1) 地球温暖化対策に関連する条例、計画

名古屋市では、下記の条例と計画等に基づいて、地球温暖化対策を実施している。特に、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」と、「第2次名古屋市地球温暖化防止行動計画」において、具体的な行動指針・対策等を定めている。

【主な条例】

- ・ 名古屋市環境基本条例（平成8年3月）
- ・ 名古屋市環境影響評価条例（平成10年12月）
- ・ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年3月）

【主な計画】

- ・ 第2次名古屋市環境基本計画（平成18年7月）
- ・ 第2次名古屋市地球温暖化防止行動計画 プラン「みんなで減らそう CO₂」（平成18年7月）
- ・ 第3次名古屋市市内環境保全率先行動計画「なごや エコ・あくしょん 2010」
（平成19年8月）

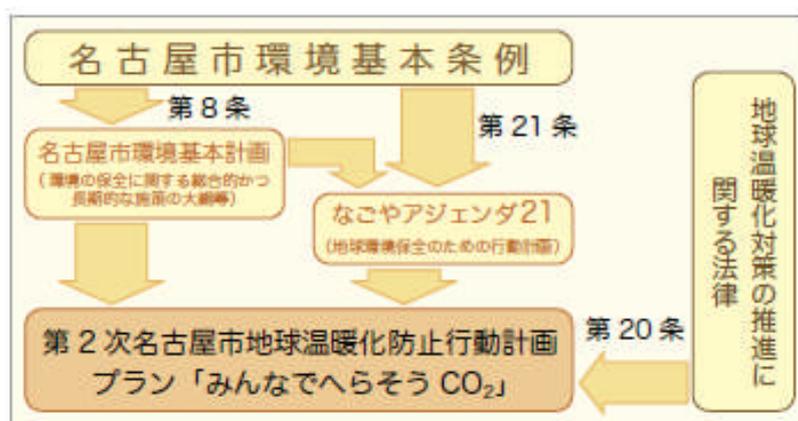


図 2.1.8-1 計画の位置づけ

(資料：第2次名古屋市地球温暖化防止行動計画)

(2) 温室効果ガス削減目標

「第2次名古屋市地球温暖化防止行動計画」において、次のように、2010年（平成22年）までに基準年比10%削減することを目標として掲げている。

- 対象物質：二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、六ふっ化硫黄 (SF₆)
- 基準年：1990年(平成2年)(HFC、PFC、SF₆は1995年(平成7年))
- 目標年：2010年(平成22年)
- 将来目標：基準年に対して10%削減(森林吸収分を含まない)
(CO₂排出量についても、2010年(平成22年)までに1990年(平成2年)比10%削減を目標とする。)
- 主体(市民、事業者)・活動区分別のCO₂排出量の削減目標も掲げている。
(注)活動区分：「家庭生活」、「家庭ごみ」、「自動車」、「オフィス・店舗等」、「工場等」等

目標設定の考え方については、「人口・産業が集中している大都市として、他の自治体、あるいは、途上国も含めた世界各国の模範となるようにあえて困難な目標に挑戦し続けることが求められている」として、基準年比10%削減するという目標の達成を目指すものとしている(「第2次名古屋市地球温暖化防止行動計画」より抜粋)

目標値の設定に当たっては、2010年(平成22年)における温室効果ガスの排出量を予測して、次のような削減対策・施策の実施による効果を主体別に見積もり、分析を行っている。

- 国等と連携した施策による行動促進による効果
 - ・ 京都議定書目標達成計画、あいち地球温暖化防止戦略の各種対策が、名古屋市においても実施されることによる削減効果
- 名古屋市施策による行動促進による効果
 - ・ CO₂削減に資する名古屋市の既存計画等による削減効果
 - ・ 家庭やオフィス・店舗等での一人ひとりの努力として見込むことができる削減効果
 - ・ 「第2次名古屋市地球温暖化防止行動計画」による追加的な施策による削減効果

(3) 温室効果ガス排出量の推移・増減要因

① 温室効果ガス排出量の推移

名古屋市の推計による温室効果ガスの排出量について、基準年以降、最近までの推移を表2.1.8-1、図2.1.8-2に示す。同様にCO₂についても表2.1.8-2、図2.1.8-3に示す。

温室効果ガスは、2005年(平成17年)に1,694万t-CO₂排出されており、1990年(平成2年)から約2.6%減少している。また温室効果ガス排出量のうち約96.6%がCO₂である。

CO₂については、1人当たりCO₂排出量は7.4t-CO₂と、全国平均(10.1t-CO₂)より少ない。部門別に見ると、運輸部門が約30%を占めており、次いで業務部門が約25%、産業部門が約23%、家庭部門が約19%の順になっている。

また、CO₂全体の排出量は1990年(平成2年)から約1.7%増加しており、増加率の大き

いのは、業務部門（約 40.7%増加）、家庭部門（約 36.0%増加）である。

②排出量の増減要因の分析

各部門における温室効果ガスの排出量の増減要因としては、次のように考えられる（参考：名古屋市資料）。

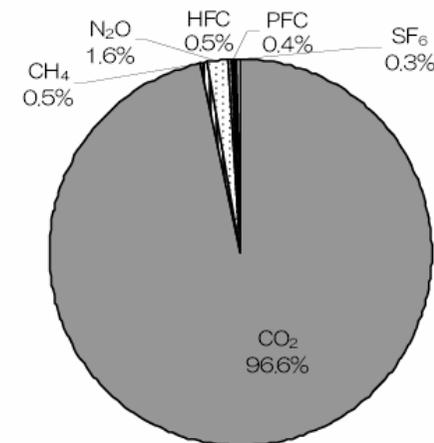
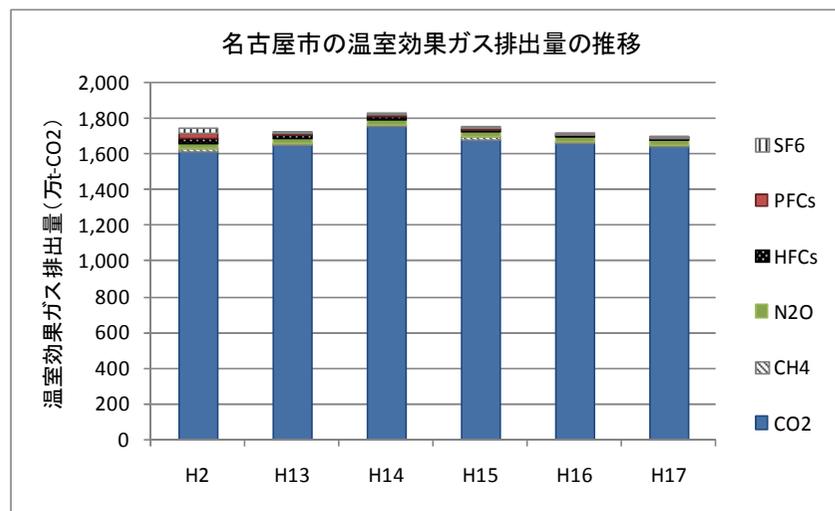
- 業務部門（約 40.7%増加）
 - ・ オフィスや商業施設の床面積の拡大、OA 機器の普及により、電力消費量等が増加
- 家庭部門（約 36.0%増加）：世帯数の増加、世帯当たりのエネルギー消費量の増加 等
 - ・ 世帯数の増加、家電製品の普及等により、電力消費量等が増加
- 運輸部門（約 2.4%増加）
 - ・ 自動車の保有台数の増加、大型化により、燃料消費量が増加
- 産業部門（約 26.8%減少）
 - ・ 製造業で使用するエネルギー消費量の減少、使用燃料についてエネルギー効率の低い重油等からエネルギー効率の高い都市ガスへの転換が進む

表 2.1.8-1 名古屋市における温室効果ガスの排出量の推移

(単位: 万t-CO₂)

	平成2年 (1990年)	平成13年 (2001年)	平成14年 (2002年)	平成15年 (2003年)	平成16年 (2004年)	平成17年 (2005年)	1990年比増減率 (2005年)
二酸化炭素 (CO ₂)	1,610	1,640	1,750	1,677	1,650	1,637	+1.7%
メタン (CH ₄)	18	13	12	11	10	9	-49.1%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	21	25	27	27	27	27	+28.3%
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	37	21	16	16	10	9	-75.8%
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	23	15	12	11	12	7	-68.9%
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	31	8	7	6	6	5	-83.3%
合計	1,739	1,722	1,824	1,748	1,715	1,694	-2.6%
1990年を100とする指数	100.0	99.0	104.9	100.5	98.6	97.4	
1990年を100とする指数 (全国)	100.0	104.9	107.5	107.9	107.4	107.7	

(資料: 名古屋地域からの CO₂ 排出量等の調査結果、名古屋市)



温室効果ガスの排出割合 (平成 17 年)

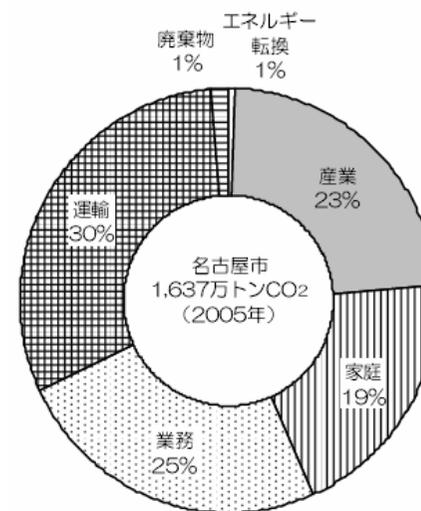
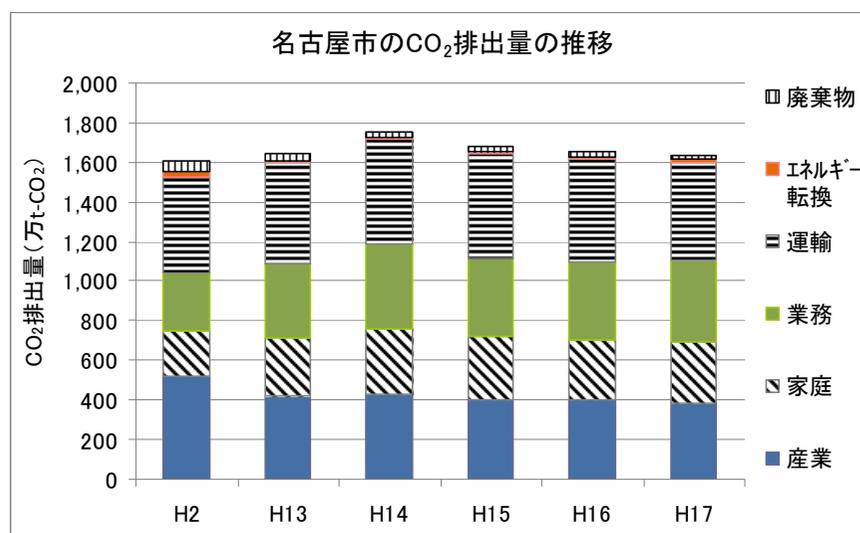
図 2.1.8-2 名古屋市における温室効果ガスの排出量の推移

(資料: 表 2.1.8-1 と同じ)

表 2.1.8-2 名古屋市における CO₂ の排出量の推移

(単位: 万t-CO₂)

部門	平成2年 (1990年)	平成13年 (2001年)	平成14年 (2002年)	平成15年 (2003年)	平成16年 (2004年)	平成17年 (2005年)	1990年比増減率 (2005年)	1人当りCO ₂ 排出量 (2005年)
産業	521	418	425	406	398	381	-26.8%	1.7 t/人
民生(家庭)	232	297	334	314	304	316	+36.0%	1.4 t/人
民生(業務)	290	374	423	398	395	407	+40.7%	1.8 t/人
運輸	486	512	533	526	517	497	+2.4%	2.2 t/人
エネルギー転換	22	8	9	9	9	11	-50.0%	0.0 t/人
廃棄物	60	31	24	25	26	24	-59.3%	0.1 t/人
合計	1,610	1,640	1,750	1,677	1,650	1,637	+1.7%	7.4 t/人
1990年を100とする指数	100.0	101.9	108.7	104.2	102.5	101.7		(全国計)
1990年を100とする指数(全国)	100.0	108.4	111.8	112.4	112.3	112.8		10.1 t/人



資料：名古屋市域からの CO₂ 排出量等(平成 17 年)の調査結果

図 2.1.8-3 名古屋市における CO₂ の排出量の推移

(資料：表 2.1.8-1 と同じ)

(4) 主な施策・取組の推進状況

① 主な施策・取組の内容

表 2.1.8-3 に、名古屋市が実施している主な施策・取組について示す。部門毎に概括すると次のとおりである。

【産業部門】

- ・ 「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」に基づく地球温暖化対策計画書制度：地球温暖化対策計画書の作成・提出の義務付け
- ・ エコ事業所認定制度：事業活動における環境配慮の取組を実施している事業所を「エコ事業所」として認定し、取組事例を紹介
- ・ 名古屋市環境保全設備資金融資制度：中小企業等に対して、公害防止その他の環境保全対策を実施するために必要とする資金を融資 等

【運輸部門】

- ・ 「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」に基づく地球温暖化対策計画書制度：地球温暖化対策計画書の作成・提出の義務付け
- ・ エコ事業所認定制度：事業活動における環境配慮の取組を実施している事業所を「エコ事業所」として認定し、取組事例を紹介
- ・ 名古屋市環境保全設備資金融資制度：中小企業等に対して、公害防止その他の環境保全対策を実施するために必要とする資金を融資 等
- ・ 「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」に基づくアイドリングストップ等の義務付け
- ・ 低公害車の導入補助
- ・ エコドライブの普及促進 等

【業務部門】

- ・ 「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」に基づく地球温暖化対策計画書制度：地球温暖化対策計画書の作成・提出の義務付け
- ・ エコ事業所認定制度：事業活動における環境配慮の取組を実施している事業所を「エコ事業所」として認定し、取組事例を紹介
- ・ 名古屋市環境保全設備資金融資制度：中小企業等に対して、公害防止その他の環境保全対策を実施するために必要とする資金を融資 等
- ・ CO₂ スクラム大作戦：中規模事業所対象の業態別省エネ虎の巻の作成と省エネアドバイザーによる訪問相談
- ・ エコジョブ実践シート（仮称）：小規模事業所に対する手引書を作成。事業者団体と連携・配布してエコ事業所の取得を促進 等

【家庭部門】

- ・ 220 万人の「もういちど！」大作戦：20 のエコチャレンジメニューを掲載したエコライフチャレンジシートや家庭の CO₂ 排出量を標準家庭と比べることができるエコ

- ライフものさしを用意。実施者は EXPO エコマネーが獲得できる
- ・ エネルギーダイエット大作戦：家庭の電気・ガスの使用量の削減に取り組むことで EXPO エコマネーが獲得できる
- ・ CO₂濃度の測定・表示：環境中の CO₂濃度をリアルタイム表示して、環境意識につなげる 等

名古屋市では、重点施策（下記②参照）について、各主体（市民、事業者）が取り組むべき行動の目安として、代表的な行動評価指標と行動目標等を示し、各主体における CO₂ 排出量 10%削減に向けた取組の進捗状況の進行管理等を行っている。

〔例〕	〔主体〕	〔行動評価指標〕	〔行動目標〕
	市民	エコライフ実施世帯の増加	8割が実施
	事業者	地球温暖化対策計画書による自主管理	届出全事業所で達成 等

また、学識経験者、市民、事業者団体、関係行政機関で構成する「環境都市なごや推進協議会」を設置し、環境基本計画等も含む各種施策の進行管理及び市民、事業者等との連絡・協力等を行っている。

②重点的に進める予定の施策・取組

名古屋市は、特に CO₂ 排出量の削減に効果のあるものを「重点施策」として設定して取組んでいる。次の 6 分野の施策である。

【重点施策①】 220 万市民の「もういちど！」大作戦（CO₂削減市民運動）の展開

- ・ エコライフの実践の輪の拡大：イベントの展開、エコマネー活用、CO₂濃度の街頭等での表示等
- ・ 環境カウンセラー、NPO 等との連携・協働 等

【重点施策②】 オフィス・店舗等での自主的な取組の促進

- ・ 「地球温暖化対策計画書」制度等による取組の支援と制度の充実・強化
- ・ エコ事業所の普及拡大 等

【重点施策③】 自動車から排出される CO₂ の削減対策の推進

- ・ 自動車の利用抑制（公共交通への利用転換、自転車利用の促進）
- ・ 燃費の向上（エコドライブの推進、天候会社の普及促進） 等

【重点施策④】 省エネルギー家電製品の買換促進

- ・ 情報伝達の仕組みづくり（省エネラベルの普及、関係団体との連携・協力） 等

【重点施策⑤】 建築物の省エネルギー化の推進

- ・ 省エネルギー機器の普及（情報提供、普及支援）
- ・ 大規模建築物での取組促進（「建築物環境配慮制度」に基づく取組の評価） 等

【重点施策⑥】 新エネルギーの普及促進

- ・ 公共施設への率先導入

- ・ 市民・事業者への普及啓発 等

平成 21 年度の主な新規施策としては、「地球温暖化防止行動計画」の改定（下記(5)参照）と、「地球温暖化対策計画書」制度の改正（格付け・公表制度）、エコ事業所制度の強化（ステップアップ制の導入等）について検討する予定である。

(5) 今後の見直し等

名古屋市の温室効果ガス排出量は、基準年比で約 2.6%減少（平成 17 年）しているが、削減目標を達成するためには、2010 年（平成 22 年）までに、あと約 7.4%削減する必要がある。この目標達成のために、上記(4)の対策等に取り組んでいるところである。

削減目標と計画の見直し等については、現行計画（「地球温暖化防止行動計画」）が平成 22 年度に終了するため、現行計画の改定のための検討を進める予定である。具体的には、平成 21 年度に策定予定の「脱温暖化 2050 なごや戦略（仮称）」の内容を受けて全面改訂するとともに、改正地球温暖化対策推進法の「実行計画」に位置付けるものとするため、非化石エネルギーの利用促進、公共交通・緑地等の地域環境整備、都市計画との整合等を盛り込む見直しである。平成 21 年度は、計画改定の基礎資料とするために既存データの収集・改正、将来推計等を行うとともに、学識経験者等から構成する部会を設置して検討することになっている。

表 2.1.8-3 地球温暖化対策に関連する主な施策・取組の内容【名古屋市】

	規制的手法（条例化等）	自主的取組促進	ラベリング手法	経済的手法	普及啓発手法	横断的施策等
産業部門	<ul style="list-style-type: none"> ○「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」に基づく地球温暖化対策計画書制度：地球温暖化対策計画書の作成・提出の義務付け ○建築物環境配慮制度(CASBEE 名古屋)：環境配慮の措置を記載した環境計画書の作成・提出の義務付け ○緑化地域制度（都市緑地法に基づき平成 20 年 10 月施行）：一定規模以上の敷地において、建築物の新築や増築を行う場合に、定められた面積以上の緑化を義務付ける制度。緑化普及支援制度もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○エコ事業所認定制度：事業活動における環境配慮の取組を実施している事業所を「エコ事業所」として認定・取組事例を紹介 		<ul style="list-style-type: none"> ○名古屋市環境保全設備資金融資制度：中小企業等に対して、公害防止その他の環境保全対策を実施するために必要とする資金を融資する。資金の使途として公害防止対策、自動車対策、エネルギー対策、廃棄物対策等 		
運輸部門	<ul style="list-style-type: none"> ○「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」に基づくアイドリングストップ等の義務付け ・アイドリングストップ義務付け（自動車の運転者） ・アイドリングストップに関する適切な措置の義務付け（自動車を事業の用に供する者） ・アイドリングストップの周知の義務付け（駐車場管理者） ・自動車環境情報を記載した書面等の提示、説明義務付け（自動車販売者） ○地球温暖化対策計画書制度：（再掲） ○緑化地域制度：（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ○エコ事業所認定制度：（再掲） 		<ul style="list-style-type: none"> ○新長期規制適合貨物自動車等代替促進事業：ディーゼル貨物自動車等を、新長期規制適合貨物自動車等へ買い替える場合の補助制度 ○名古屋市環境保全設備資金融資制度：（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ○エコドライブの普及促進：「エコドライブ 10 のすすめ」からできることから始めてエコドライブの普及促進を行う。またエコドライブ宣言者の募集を行う。 ○東海三県一市区広域環境対策協議会におけるパークアンドライド普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○東海三県一市環境配慮型物流宣言：自動車利用輸配送に関わる各主体（荷主・流通業者、運送業者、行政）がそれぞれ、あるいは協働して取組を推進
業務部門	<ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化対策計画書制度：（再掲） ○建築物環境配慮制度(CASBEE 名古屋)：（再掲） ○緑化地域制度：（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ○エコ事業所認定制度：（再掲） 		<ul style="list-style-type: none"> ○屋上緑化・壁面緑化・生垣等に対する助成制度：名古屋緑化基金の事業として、屋上緑化や壁面緑化、生垣緑化を実施する市民、事業者等を支援 ○名古屋市環境保全設備資金融資制度：（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ○エコジョブ実践シート（仮称）：小規模事業所に対する手引書を作成。事業者団体と連携・配布してエコ事業所の取得を促進する（底辺拡大） ○東海三県一市グリーン購入キャンペーン：東海三県一市の広域連携で、行政・団体・事業者が協働して、消費者に対し「グリーン購入」を PR ○中部圏サマーエコスタイルキャンペーン ○なごや冷暖房スタイル ○ライトダウンキャンペーン 	<ul style="list-style-type: none"> ○CO₂スクラム大作戦：中規模事業所対象の省エネアドバイザーによる訪問相談。店舗、オフィス・病院、ホテル・文化施設等の業態別に省エネ対策虎の巻を作成し、CO₂削減の具体的取組を提案・支援

	規制的手法（条例化等）	自主的取組促進	ラベリング手法	経済的手法	普及啓発手法	横断的施策等
家庭部門	○緑化地域制度：(再掲)			<p>○エネルギーダイエット大作戦：家庭の電気・ガスの使用量の削減に取り組んでもらい、CO₂削減量に応じてEXPOエコマネーが付与される</p> <p>○EXPOエコマネー：レジ袋の辞退、環境学習に参加する、公共交通機関を利用する等のエコ活動により、EXPOエコマネーが獲得でき、エコ商品との交換、植樹や地域の緑化事業等への寄付に使うことができる</p> <p>○エコクーびょん：参加店でレジ袋や紙袋を断るなど環境にやさしい行動をすると、市内共通のシールがもらえる。シールを20ポイント分集めると、50円分のお買い物券などとして、参加店で利用可能（平成20年度まで）</p> <p>○屋上緑化・壁面緑化・生垣等に対する助成制度：(再掲)</p>	<p>○220万人の「もういちど！」大作戦：20のエコチャレンジメニューから実践するメニューを選んでエコライフ宣言するとEXPOエコマネーが獲得できる</p> <p>○なごやエコライフものさし：手軽に自分の家庭のCO₂排出量が計算でき、標準家庭と比べることが出来る。環境家計簿等の取組で継続してEXPOエコマネーが獲得できる</p> <p>○エコソング：生物多様性と地球温暖化等をテーマとしたオリジナルの「エコソング」を作成し、主に幼稚園・保育園の環境学習に活用している。</p> <p>○子供、学生への環境教育 ・なごやエコキッズ（幼稚園等） ・なごやエコスクール（小中学校） ・なごやユニバーサルエコユニット（大学生）等</p> <p>○CO₂濃度の測定・表示：名古屋市農業センター、名古屋市科学館で環境中のCO₂濃度を連続測定し、栄広報モニュメント等でリアルタイム表示する。環境意識につなげる</p>	○レジ袋の削減推進：レジ袋有料化の全市拡大等
転換部門	<p>○地球温暖化対策計画書制度：(再掲)</p> <p>○建築物環境配慮制度(CASBEE名古屋)：(再掲)</p> <p>○緑化地域制度：(再掲)</p>	○エコ事業所認定制度：(再掲)				

2.1.9 まとめ（7県と名古屋市について）

(1)地球温暖化対策に関連する条例・計画について

条例については、長野県が地球温暖化対策に特化した条例（「長野県地球温暖化対策条例」）を有している。その他の地方公共団体（6県、名古屋市）においては、環境基本条例や環境保全条例等によって地球温暖化対策の規定等を行っている。なお、岐阜県においては「岐阜県地球温暖化防止基本条例」の平成20年度制定に向けて検討中である（平成21年2月時点。3月末に公布された）。

また、主な計画については、いずれの地方公共団体（7県、名古屋市）においても「地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、温室効果ガス削減目標を設定して、目標達成のための施策等について取りまとめている。なお、石川県においては、「環境基本計画」と「地球温暖化対策地域推進計画」等を統合したものとして「石川県環境総合計画」を策定している。

(2)温室効果ガス削減目標について

石川県を除く地方公共団体（6県、名古屋市）では、6種類の温室効果ガス（二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふつ化硫黄（SF₆））を対象として、削減目標を定めている。一方、石川県では、県単独の排出抑制対策にはなじまない事項を除き、エネルギー起源のCO₂排出のうち、産業部門、民生部門（家庭）、民生部門（業務）、運輸部門（自動車のみ）を対象としている。

基準年・目標年と削減目標量については、石川県¹が基準年を2001年（平成13年）、長野県が目標年度を2012年度（平成24年度）としている以外は、それぞれ基準年度を1990年度（平成2年度）、目標年度を2010年度（平成22年度）として、概ね3%～6%程度を削減目標とする地方公共団体が多い（ただし、名古屋市は目標とする削減割合が最も大きく、10%削減を目標にしている）。

表2.1.9-1に、各地方公共団体における温室効果ガスの削減目標等について整理して示す。温室効果ガスの増減率について基準年と現状を比較すると、岐阜県と名古屋市が1.7～2.6%程度減少しているほかは、3.8～15.3%程度増加している。その結果、目標を達成するためには、目標年までに、比較的多い県（長野県）では約21.3%の削減が必要とされており、比較的少ない県（岐阜県）でも約4.3%の削減が必要とされている。

¹ 石川県は、1990年（平成2年）とその他の年のCO₂排出量の推計方法が異なっているため、単純に比較できない。

表 2.1.9-1 各地方公共団体における温室効果ガスの削減目標等^(注1)

	温室効果ガスの排出量			削減目標		増減率	
	①基準年	②現状	③目標	①-③	③/① ^(注2)	②/①	③/②
富山県	12,605	13,440	11,849	756	6%削減 (*)	6.6% 増加	12.6% 減少
	(1990年度)	(2006年度)	(2010年度)				
石川県 (CO ₂) ^(注3)	9,005	9,349	8,302	703	7.8%削減	3.8% 増加	11.6% 減少
	(2001年)	(2004年)	(2010年)				
福井県	8,831	9,302	8,570	261	3.0%削減	5.3% 増加	8.3% 減少
	(1990年度)	(2005年度)	(2010年度)				
長野県	15,311	17,661	14,383	928	6%削減 (*)	15.3% 増加	21.3% 減少
	(1990年度)	(2005年度)	(2012年度)				
岐阜県	16,819	16,527	15,815	1,004	6%削減	1.7% 減少	4.3% 減少
	(1990年)	(2005年)	(2010年)				
愛知県	79,431	86,281	74,660	4,771	6%削減 (*)	8.6% 増加	14.6% 減少
	(1990年度)	(2005年度)	(2010年度)				
三重県	26,384	28,854	25,584	800	3%削減 (*)	9.4% 増加	12.4% 減少
	(1990年度)	(2005年度)	(2010年度)				
名古屋市	17,390	16,940	15,660	1,730	10%削減	2.6% 減少	7.4% 減少
	(1990年)	(2005年)	(2010年)				

(注1) 温室効果ガスの排出量は、各県がそれぞれの方法で推計した値であり、排出量の値自体を横並びに比較することは困難である。ここでは削減目標や増減率の比較等の参考として、排出量も記載した。

(注2) (*)印のあるものは、森林吸収分を含む削減目標。

(注3) 石川県は、エネルギー起源 CO₂ のうち、産業部門、民生部門（家庭）、民生部門（業務）、運輸部門（自動車のみ）を対象とする。

(資料：各地方公共団体の公表資料等から作成)

(3) 主な施策・取組について

産業部門については、石川県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県及び名古屋市では、条例に基づく地球温暖化対策計画書等の作成・提出の義務付けを実施している（岐阜県は平成 21 年 3 月末に公布）。また、これらの県を含む各県において、経済的支援や省エネ診断等の多様な対策を講じている。

運輸部門については、例えば長野県、岐阜県、愛知県、三重県及び名古屋市では、条例に基づく自動車環境計画書等の作成・提出の義務付けやアイドリングストップの義務付け等を実施している（罰則規定がなく実際には普及啓発的な位置づけのものも含む）。また富山県、石川県、福井県、長野県等では、自動車教習所等を巻き込んだエコドライブ推進の取組やパークアンドライドの普及等の取組等を行っている。

業務部門については、産業部門と同様に、条例に基づく地球温暖化対策計画書等の作成・提出の義務付け等の積極的な対策を講じている県としては、石川県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県及び名古屋市がある。また、その他の県も含め、地球温暖化対策設備導入資金融資等の経済的支援や、環境 ISO の普及及び種々の普及啓発等の取組を実施している。

家庭部門については、各県とも積極的に種々の普及啓発活動や、環境教育等に取り組んでいる。また、エコポイント、エコマネー、エコチケット等の経済的・横断的な取組を実施している県もある。

また、CO₂吸収源対策については、森林整備による CO₂吸収量の認証（石川県等）や、カーボン・オフセットの展開（福井県、長野県等）等に取り組んでいる県もある。また、例えば岐阜県では、温室効果ガス排出量の多い事業者に対して作成・提出を義務付ける「温室効果ガス排出削減計画」において、森林の保全・整備や再生可能エネルギーの利用等による CO₂削減量を評価する仕組み（排出量と相殺）を条例（平成 21 年 3 月末に公布）により規定している。

(4) 今後の見通し等について

各県及び名古屋市は、上記(2)の削減目標を達成するために上記(3)の施策・取組を進めているところであり、また富山県、長野県、岐阜県等においては、森林吸収源対策（森林整備等）についても計画に沿って進めている。これらの取組に加えて、原子力発電所等の運転再開による電力の CO₂排出係数（電力 1kWh の発電で排出される CO₂量）の改善等の効果により、削減目標は概ね達成できるという見通しを持っている地方公共団体が多いようであった。

また、削減目標や地球温暖化防止計画の見直しについては、平成 20 年 2 月に現行計画を策定したばかりの長野県を除き、各県及び名古屋市は見直しのための検討作業を近いうちに開始する見通しである。その中で、中長期目標（例：平成 32 年(2020 年)、平成 62 年(2050 年)の削減目標）の設定や、大幅な温室効果ガス削減を盛り込んだ新戦略の策定等が行われる見通しである。

2.2 その他の市町村における地球温暖化対策の状況の整理

中部地方における市町村において現在進められている地球温暖化対策の状況について、既存資料等（ホームページ等で公開されている情報及び付属資料4等）を基に整理した。

2.2.1 主要市における地球温暖化対策の状況

政令指定都市（名古屋市）を除く主要市（13市）について、以下に示す。ほぼすべての市において温室効果ガス排出量の削減目標が定められており、種々の対策が講じられている。

【長野市（人口：約38万人）】

(1) 地球温暖化対策に関連する条例、計画

- 主な条例
 - ・ 長野市環境基本条例（平成9年3月）
- 主な計画
 - ・ 長野市環境基本計画(前計画)（平成12年3月策定）
 - ・ 長野市 省エネルギービジョン
 - ・ 長野市 地域新エネルギービジョン
 - ・ 長野市地球温暖化対策地域推進計画（作成中）

(2) 削減目標

- 対象項目：エネルギー消費量
 - 基準年度：1990年度（平成2年度）温室効果ガス排出量
2002年度（平成14年度）市民一人当たりのCO₂排出量
 - 目標年度：2010年度（平成22年度）
 - 削減目標：〔目標設定の考え方〕エネルギー消費量を平成2年度（1990年度）レベルに戻すこと。
 - ・ エネルギー消費量 2001年度（平成13年度）比 23.6%削減
 - ・ 温室効果ガス排出量 1990年度（平成2年度）比 ±0%
 - ・ 市民1人当たりのCO₂排出量
 - 全部門 2002年度（平成14年度）6.4t、2010年度（平成22年度）4.6t
 - 家庭部門 2002年度（平成14年度）1.4t、2010年度（平成22年度）0.98t
- （資料：「長野市環境基本計画後期計画」）

(3) 主な施策

- 業務部門
 - ・ ESCO事業推進
 - ・ 公共施設等への新エネルギー導入
- 家庭部門
 - ・ 太陽光発電システム補助金

- ・ 環境家計簿の推進
- ・ 省エネ住宅の確立・普及
- ・ パークアンドライド促進
- ・ 観光客のマイカー利用抑制：主要な観光地周辺への自動車乗り入れを制限し駐車場や自転車貸し出し所を設置
- ・ 学校教育と連携した家庭での省エネ促進：市内小中学校で省エネ家計簿等を活用し環境教育を実施し、各家庭における省エネ意識醸成、省エネ行動の実施
- 転換部門
 - ・ 長野市風力発電・小水力発電導入可能性調査

【富山市（人口：約 42 万人）】

(1) 地球温暖化対策に関連する条例、計画

- 主な条例
 - ・ 富山市環境基本条例（平成 17 年 4 月）
 - ・ 富山市公害防止条例（平成 17 年 4 月）
- 主な計画
 - ・ 富山市地球温暖化防止実行計画（平成 18 年 3 月）
 - ・ 富山市地域新エネルギービジョン
 - ・ 富山市地域省エネルギービジョン
 - ・ 富山市エコタウン 環境と調和するまちづくり計画

(2) 削減目標

- 対象項目：温室効果ガス総排出量、電気使用量、燃料使用量、水道使用量、紙類使用量、廃棄物排出量
- 基準年度：2004 年度（平成 16 年度）
- 目標年度：2010 年度（平成 22 年度）
- 削減目標：2004 年度（平成 16 年度）比 6%削減

（資料：「富山市地球温暖化防止実行計画」（平成 18 年 3 月））

(3) 主な施策

- 運輸部門
 - ・ 公共交通の利用促進
- 業務部門
 - ・ 「チーム富山市」推進事業：「マイはし」運動、事務室の紙ごみの固形燃料化
 - ・ 環境保全施設整備等資金融資制度
- 家庭部門
 - ・ 富山市住宅省エネルギー連携推進事業：市と北陸電力株式会社とが連携し、家庭に高効率エネルギーシステム（エコキュートと省エネナビの組み合わせ）を設置した市民

へ補助金を交付

- ・ 住宅用太陽光発電システム設置補助制度
- ・ グリーン購入の推進
- ・ 富山市エコタウン
- ・ 生ゴミリサイクルモデル事業
- ・ 市民参加の森づくり促進事業

【金沢市（人口：約 44 万人）】

(1) 地球温暖化対策に関連する条例、計画

- 主な条例
 - ・ 金沢市環境保全条例（平成 9 年 9 月）
- 主な計画
 - ・ 金沢市環境基本計画

(2) 削減目標

- 対象項目：CO₂ 排出量
- 基準年度：1990 年度（平成 2 年度）
- 目標年度：2010 年度（平成 22 年度）
- 削減目標：1990 年（平成 2 年）レベルより下げる
（資料：「金沢市環境基本計画」）

(3) 主な施策

- 運輸部門
 - ・ 低公害車導入
 - ・ 低炭素地域づくり面的対策推進事業
平成 20 年度事業として環境省から採択された。その内容は、民間事業者によって立ち上げるカーシェアリングシステムを活用し、金沢市中心部の都心居住者や中心部立地企業を対象とした集中的な実証実験や、モビリティ・マネジメントによる交通手段変容を促し、CO₂ の削減を目指すものである。
- 業務部門
 - ・ 環境マネジメントシステムの構築支援
 - ・ 公共施設における新エネルギー導入促進
 - ・ 低公害車導入
 - ・ 民有林再生支援事業
- 家庭部門
 - ・ 住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助
 - ・ 省エネ家計簿と通信講座：電気・燃料などの使用量やごみの排出量をチェックすることで、目には見えない CO₂ を量として把握する。また、通信講座は 3 ヶ月以上のデー

タを入力した省エネ家計簿を送付後省エネの評価、アドバイスを受けて修了証と記念品がもらえる。

- ・ 環境にやさしい買い物の普及：エコバッグ持参、省エネルギー製品の選択 等
- ・ ノーマイカーデー
- ・ 木質バイオマスストーブ設置費補助制度
- ・ 金沢林業大学校
- ・ 木の家づくり奨励金制度
- ・ 木の家利子補給制度
- ・ エコ通勤ウィークの実施

【岐阜市（人口：約41万人）】

(1) 地球温暖化対策に関連する条例、計画

- 主な条例
 - ・ 岐阜市環境基本条例（平成18年9月）
- 主な計画
 - ・ 岐阜市地球温暖化対策指針

(2) 削減目標

- 対象項目：CO₂排出量
- 基準年度：2000年度（平成12年度）
- 目標年度：2010年度（平成22年度）
- 削減目標：CO₂排出量削減目標 1990年度（平成2年度）比 6%削減
〔部門別CO₂排出量削減目標 2000年度（平成12年度）比〕
 - ・ （産業）0.6% （運輸）4.3% （民生家庭）17.3% （民生業務）9.3%
（廃棄物）7.2%

（資料：「岐阜市地球温暖化対策指針」）

(3) 主な施策

- 家庭部門
 - ・ ぎふ減CO₂ポイント制度
 - ・ 高効率給湯器普及啓発：高効率給湯器設置した世帯を「減CO₂（げんこつ）家族」として認定
 - ・ ご近所打ち水e作戦
 - ・ 省エネチャレンジ市民運動
 - ・ 省エネチャレンジ夏家族
 - ・ ぎふ省エネ家電買い替え市民運動
 - ・ ぎふ省エネ自動車買い替え市民運動
 - ・ 省エネ住宅普及啓発事業

- 業務部門
 - ・ 「地球におもいやり エコオフィス」運動：夏季（6月1日から9月30日）冷房温度を28度、冬季（服装特に服装を定めないので期間設定はしない）暖房温度を19度に設定しに適正運転を実施。
- その他
 - ・ バイマス普及啓発事業

【豊田市（人口：約40万人）】

(1) 地球温暖化対策に関連する条例、計画

- 主な条例
 - ・ 豊田市環境基本条例（平成8年9月）
 - ・ 豊田市の環境を守り育てる規則（平成18年6月）
- 主な計画
 - ・ 豊田市地球温暖化防止行動計画
 - ・ とよた・まちラボ 地球温暖化防止の推進
 - ・ とよたエコアクションプラン

(2) 削減目標

- 対象項目：温室効果ガス排出量
- 基準年度：1990年度（平成2年度）
- 目標年度：2012年度（平成24年度）
- 削減目標：部門別CO₂排出量削減目標（対基準年度）
 - ・ 基準年比6%削減 長期的到達点2050年（平成62年度）では半減。
〔2012年（平成24年）温室効果ガス削減目標量〕
 - ・ CO₂削減量 市の施策による削減量 39万5千t
 - ・ 電力のCO₂排出係数向上による削減量 37万t
 - ・ CO₂を除くその他温室効果ガス削減量 49万7千t

（資料：「豊田市地球温暖化防止行動計画」）

(3) 主な施策

- 産業部門
 - ・ 省エネ型設備等の導入促進
- 運輸部門
 - ・ エコドライブの推進
 - ・ パーク&ライド駐車場の整備と利用促進
 - ・ 低公害車の普及促進
 - ・ 買い物バス社会実験
 - ・ 公用車への低公害車の率先導入

- ・ 小型電気自動車等共同利用実験（平成 18 年度末で終了）
- 家庭部門
 - ・ 環境家計簿の推進
 - ・ エコ運動キャンペーン
 - ・ グリーン購入の普及促進
 - ・ レジ袋削減：無料配布中止
 - ・ 住宅用高効率給湯器設置費補助の推進
 - ・ 節水意識の向上と節水機器の普及促進
 - ・ 省エネ照明器具の普及促進
 - ・ 住宅用太陽光発電システム設置費補助
 - ・ とよたエコライフ倶楽部
 - ・ CO₂ の見える化事業（省エネナビモニター制度や我が家の環境大臣登録促進の実施）
 - ・ 環境学習施設「eco-T」における環境学習の実施
 - ・ 低炭素地域づくり面的対策推進事業
 - 平成 20 年度事業として環境省から採択された。その内容は、豊田市の中心市街地に関する市民を「生活者」、「業務活動者」、「来訪者」に分類し、各々の CO₂ 低減を図るため、排出量や施策の削減効果の調査に基づき、統合型エコポイントを利用した市民参加型 CO₂ 削減計画を立案するものである。
- 業務部門
 - ・ グリーン購入の普及促進
 - ・ 環境共生型の公共施設の整備
 - ・ 屋上緑化や壁面緑化等の促進
 - ・ 省エネラベリング制度の普及
 - ・ 公共施設への新エネルギーの率先導入
 - ・ とよたエコアクションプラン
- その他
 - ・ 低炭素地域づくり面的対策推進事業
 - ・ 風力発電施設の導入

【豊橋市（人口：約 36 万人）】

(1) 地球温暖化対策に関連する条例、計画

- 主な条例
 - ・ 豊橋市環境基本条例（平成 8 年 3 月）
 - ・ 豊橋市公害防止条例（昭和 46 年 12 月）
- 主な計画
 - ・ 豊橋市廃棄物総合計画

- ・ 豊橋市環境基本計画
- ・ とよはし地域新エネルギービジョン

(2) 主な施策

○ 運輸部門

- ・ パークアンドライド及びサイクルアンドライドの推進
- ・ 公用車への低公害車の計画的導入
- ・ 地域公共交通活性化・再生総合事業

○ 家庭部門

- ・ 豊橋市エコアクションプランの推進
- ・ 住宅用太陽光発電システム設置整備事業
- ・ 530 運動の推進、普及活動：自分のごみはもちかえり環境美化及び資源の有効活用に対する市民意識を高め、環境に配慮したまちづくり
- ・ リサイクルステーションの設置
- ・ 包装軽量化啓発事業
- ・ 廃棄物の埋立量の削減（分別精度の向上等）
- ・ まちづくり出前講座及び小学校訪問授業の実施
- ・ 記念樹の森・市民の森づくり

○ 業務部門

- ・ 公共施設への新エネルギー導入
- ・ 環境にやさしい店登録制度：ごみ減量、リサイクル積極的に取り組む店舗を「豊橋市ごみ減量リサイクル推進店」として認定。
- ・ 中小企業等の ISO14001 認証取得支援

【岡崎市（人口：約 36 万人）】

(1) 地球温暖化対策に関連する条例、計画

○ 主な条例

- ・ 岡崎市環境基本条例（平成 17 年 12 月）
- ・ 岡崎市生活環境保全条例（平成 18 年 3 月）

○ 主な計画

- ・ 岡崎市地球温暖化対策推進実行計画（エコオフィス・エコチャレンジプラン岡崎）
- ・ 岡崎市環境基本計画
- ・ 岡崎市地球温暖化防止隊

(2) 削減目標

- 対象項目：温室効果ガス総排出量
- 基準年度：2005 年度（平成 17 年度）
- 目標年度：2010 年度（平成 22 年度）

- 削減目標：2010 年度（平成 22 年度）において、基準年度 2005 年度（平成 17 年度）の数値以下に抑制すること。

（資料：「岡崎市地球温暖化対策推進実行計画」）

(3) 主な施策

- 運輸部門
 - ・ 低公害車購入費補助金
- 家庭部門
 - ・ 住宅用太陽光発電システム設置費補助金
 - ・ 高効率給湯器設置費補助金
 - ・ エコシール制度：一人ひとりの環境行動を支援する制度。「エコシール」は集めると協力加盟店で 100 円券として利用できるほか、市役所で環境にやさしい物品と交換できる。
 - ・ 環境家計簿
 - ・ CO₂削減／ライトダウンキャンペーン：平成 15 年より実施
 - ・ 環境教室・環境学習
 - ・ 地球温暖化防止隊（市民団体等で組織。出前講座等を実施）
- 業務部門
 - ・ 岡崎版事業所環境 ISO：国際規格 ISO14001 の趣旨を活かした簡易な手法で、「岡崎版事業所環境 ISO」に取り組む事業所に市から有効期間 3 年の「登録証」を交付
 - ・ 岡崎市役所グリーン調達方針

【松本市（人口：約 22 万人）】

(1) 地球温暖化対策に関連する条例、計画

- 主な条例
 - ・ 松本市環境基本条例（平成 10 年 3 月）
 - ・ 松本市公害防止条例（昭和 47 年 3 月）
- 主な計画
 - ・ 松本市地球温暖化防止実行計画（平成 20 年 12 月）
 - ・ 松本市地域省エネルギービジョン
 - ・ 松本市地域新エネルギービジョン

(2) 削減目標

- 対象項目：温室効果ガス総排出量
- 基準年度：2004 年度（平成 16 年度）
- 目標年度：2010 年度（平成 22 年度）
- 削減目標：目標年度における温室効果ガス総排出量を 6%削減（基準年度比）各活動項目の削減目標は下記のとおり。

- ・ 電気使用量、ガソリン使用量、灯油使用量、軽油使用量、重油使用量、LPG 使用量を 5%以上削減、都市ガス使用量を 2%以上削減。

(資料：「松本市地球温暖化防止実行計画」(平成 20 年 12 月))

(3) 主な施策

○ 運輸部門

- ・ クリーンエネルギーを活用した地域交通網の整備：市公用車へハイブリッド自動車などのクリーンエネルギー自動車及びディーゼル代替 LP ガス車などの低公害車導入
- ・ アイドリングストップ

○ 家庭部門

- ・ 環境情報の提供・環境学習の推進
- ・ 環境イベントマニュアル：イベント等を開催する際にイベント手順書により環境負荷の低減促進
- ・ 環境家計簿
- ・ 住宅用太陽光発電システム補助制度
- ・ 地球温暖化市民ネットワークとの連携

○ 業務部門

- ・ 市民・事業者への新エネルギー導入支援
- ・ 公共施設への新エネルギー導入：公共施設の新築や増改築時における太陽エネルギーや小型風力発電、天然ガスコージェネレーションなどの導入促進

○ 転換部門

- ・ 木質バイオマスの活用

【福井市（人口：約 27 万人）】

(1) 地球温暖化対策に関連する条例、計画

○ 主な条例

- ・ 福井市環境基本条例（平成 11 年 3 月）
- ・ 福井市公害防止条例（平成 11 年 10 月）

○ 主な計画

- ・ 福井市地域新エネルギービジョン
- ・ 持続可能なまちづくり計画

(2) 削減目標

- 対象項目：温室効果ガス排出量
- 基準年度：1990 年度（平成 2 年度）
- 目標年度：2010 年度（平成 22 年度）
- 削減目標：目標年度の温室効果ガスは排出量を 3%削減（基準年度比）
〔主要分野の目標〕

- ・ 産業：20%削減、家庭：9%増に抑える、オフィス等：32%増に抑える、自動車等：32%増に抑える

(資料：「福井市環境基本計画」)

(3) 主な施策

- 運輸部門
 - ・ アイドリングストップ運動の促進
 - ・ 公共交通機関の利用促進
 - ・ パークアンドライドの推進
 - ・ コミュニティバスの運行の促進
 - ・ 天然ガス自動車の導入促進
 - ・ 低公害車普及促進事業補助金
- 家庭部門
 - ・ GHP（ガスヒートポンプ）の導入促進
 - ・ グリーン購入の促進
 - ・ 家庭版環境 ISO の推進
 - ・ エコイベントの推進
 - ・ 環境学習の推進
 - ・ 環境保全リーダーの養成
 - ・ ムダり掃（ISO）ファミリープラン：エコ家族を目指す取組
- 業務部門
 - ・ 福井市学校版環境 ISO 認定制度：市立の幼・小・中学校における環境教育・環境保全活動の支援
 - ・ グリーン購入の促進
- 転換部門
 - ・ エコステーション（ガス充填所）の設置の推進
 - ・ 天然ガス需要の普及促進

【春日井市（人口：約 30 万人）】

(1) 地球温暖化対策に関連する条例、計画

- 主な条例
 - ・ 春日井市環境基本条例（平成 13 年 9 月）
 - ・ 春日井市生活環境の保全に関する条例（平成 19 年 12 月）
- 主な計画
 - ・ 春日井市役所地球温暖化対策実行計画
 - ・ 第五次春日井市総合計画（新長期ビジョン）
 - ・ エコアクション 21

(2) 削減目標

- 対象項目：温室効果ガス排出量
- 基準年度：1998 年度（平成 10 年度）
- 目標年度：2009 年度（平成 21 年度）
- 削減目標：目標年度の温室効果ガス排出量を 6%削減（基準年度比）

（資料：「春日井市役所地球温暖化対策実行計画」）

(3) 主な施策

- 運輸部門
 - ・ アイドリングストップ運動の促進
 - ・ 低公害車の導入促進
- 家庭部門
 - ・ 住宅用地球温暖化対策機器設置費の補助制度
 - ・ 冷房の温度 1℃高く、暖房の温度 1℃低く設定
 - ・ テレビ番組を選び、1 日 1 時間利用を減らす
 - ・ 待機電力を 50%削減する
 - ・ 環境家計簿
 - ・ ストップ温暖化教室：小学校高学年を対象とした「ストップ温暖化教室」を実施
 - ・ レンタサイクル事業
- 業務部門
 - ・ ESCO 事業の導入検討（公共施設への導入検討等）
 - ・ 「クールアース・デー」（7 月 7 日）：市の施設で「CO₂削減／ライトダウンキャンペーン」を平成 15 年より実施
- その他
 - ・ 生活環境の保全に関する条例の施行（条例に地球温暖化防止に関する事項を盛り込む）
 - ・ レジ袋の削減（市内事業者等と協定締結）

【一宮市（人口：約 38 万人）】

(1) 地球温暖化対策に関連する条例、計画

- 主な条例
 - ・ 一宮市環境基本条例（平成 16 年 3 月）
- 主な計画
 - ・ 一宮市環境基本計画
 - ・ 一宮市地球温暖化防止隊

(2) 削減目標

- 対象項目：電気使用量、ガス使用量、都市公園の整備、ごみ
- 基準年度：2001 年度（平成 13 年度） 電気・ガス使用量、都市公園の整備
2000 年度（平成 12 年度） ごみ
- 目標年度：2013 年度（平成 25 年度）
- 削減目標：
 - ・ 電気使用量 6%削減、ガス使用量 10%削減
 - ・ 都市公園の整備 1 人当たりの公園面積 4.9 m²を 5.6 m²に増やす。
 - ・ ごみ 40%削減

（資料：「一宮市環境基本計画」）

(3) 主な施策

- 運輸部門
 - ・ 公共交通機関利用促進
 - ・ 駐停車中はアイドリングストップ
- 家庭部門
 - ・ 住宅用太陽光発電システム設置補助事業
 - ・ 「エコアクション一宮」：温室効果ガス排出量削減、さわやかサマースタイルキャンペーン、ノーカーデー、グリーン購入
 - ・ レジ袋削減
 - ・ 我が家の環境大臣を募集：エコファミリーに登録すると環境大臣からファミリー名入りの「我が家の環境大臣」任命証が発行
 - ・ 緑のカーテン事業

【四日市市（人口：約 30 万人）】

(1) 地球温暖化対策に関連する条例、計画

- 主な条例
 - ・ 四日市市環境基本条例（平成 7 年 3 月）
- 主な計画
 - ・ 四日市市地球温暖化対策地域推進計画（平成 20 年 3 月発行）
 - ・ 四日市市の環境保全（平成 20 年）
 - ・ 環境計画年次報告書

(2) 削減目標

- 対象項目：CO₂ 排出量
- 基準年度：2003 年度（平成 15 年度）
- 目標年度：2012 年度（平成 24 年度）

○ 削減目標：

- ・ 民生家庭部門 10%削減、民生業務部門 5%削減、運輸部門 5%削減、産業部門 5%削減

(資料：「四日市市地球温暖化対策地域推進計画」(平成 20 年 3 月発行))

(3) 主な施策

○ 産業部門

- ・ 四日市市中小事業者等向け新エネルギー普及支援事業

○ 運輸部門

- ・ エコドライブ運動推進
- ・ グリーン経営認証制度の普及促進：運送事業者による環境マネジメントシステム
- ・ カーシェアリングの推進

○ 家庭部門

- ・ よっかいち 1 人 1 日 1kgCO₂ ダイエット
- ・ 「わが家の環境 ISO 『イソップ計画』」：市民版の ISO (マイバック持参、公共交通機関利用促進 等)
- ・ 住宅用太陽光発電システム導入費用補助
- ・ グリーン購入の推進
- ・ 四日市市住宅用新エネルギー普及支援事業

○ 業務部門

- ・ 環境マネジメントシステムの推進
- ・ 公共施設への新エネルギー設備の導入

【津市 (人口：約 28 万人)】

(1) 地球温暖化対策に関連する条例、計画

○ 主な条例

- ・ 津市環境基本条例 (平成 19 年 3 月)

○ 主な計画

- ・ 津市環境基本計画 (平成 20 年 3 月)
- ・ 津市地球温暖化対策地域推進計画 (案)
- ・ 津市地域新エネルギービジョン (案)

(2) 削減目標

○ 対象項目：CO₂ 排出量

○ 基準年度：2003 年度 (平成 15 年度)

○ 目標年度：2012 年度 (平成 24 年度)

○ 削減目標：35.4%削減 (森林吸収量、新エネルギーによる排出抑制量含む)

(資料：「津市地球温暖化対策地域推進計画（案）」)

(3) 主な施策

- 運輸部門
 - ・ エコドライブ運動推進
- 家庭部門
 - ・ 家庭用新エネルギー利用設備設置費補助制度
 - ・ 市民版環境マネジメントシステム「生活かえる！エコエコ家族」：家族みんなが楽しみながら環境負荷の少ない暮らし方に1年間取り組む。1年間継続した家族にはエコエコ達人家族の認定。認定家族には、エコエコ家族シール（銀色）、エコエコ達人家族シール（金色）がもらえる。
 - ・ ごみダイエット塾開催：市の職員がごみ問題全般やごみの分別排出等説明し、ごみ減量を普及促進
 - ・ 家庭用生ごみ処理機等の購入補助制度
 - ・ ストップザ温暖化、元気・環境交流事業

2.2.2 その他の市町における特徴的な事例等

他の地方公共団体にも参考になりそうな施策・取組について、前述した主要市以外の市町における特徴的な事例等を以下に整理した（市町の人口の多い順に記載した）。

【富山県高岡市（人口：約18万人）】

○高岡市環境と経済の好循環のまちモデル事業

環境省の「環境と経済の好循環のまちモデル事業」に高岡市が提案した事業が採択され、平成17年度～19年度の3年間でCO₂を約1万4千t削減することを目標として、省エネ住宅の普及や廃食油の燃料化等に取り組んだ。

【愛知県刈谷市（人口：約14万人）】

○グリーンカーテン作り（環境教育）

平成18年度から市内全幼稚園、全保育園にてグリーンカーテン作りを実施し、子供達の環境教育に役立てている。公共施設においても取組を拡大するとともに、各家庭にも簡単にできるグリーンカーテン作りを広めている。

○補助制度

太陽光発電システム、高効率エネルギーシステム、低公害車、太陽熱高度利用システム、生ごみ処理機等に対する補助制度を設け、市民の地球温暖化対策に対する取組を支援している。

【長野県飯田市（人口：約 11 万人）】

○環境モデル都市

平成 21 年 1 月に内閣府から「環境モデル都市」として選定された。タイトルは「「おひさま」と「もり」のエネルギーが育む低炭素な環境文化都市の創造」であり、次のような内容を提案している。

- ・ 南信州の豊かな自然から生まれるエネルギーを総合的に利用する。今まで培ってきた市民ファンドに基づいた太陽光市民共同発電事業のノウハウをさらに発展させる。
- ・ 中心市街地で自然エネルギー供給の実証を行う。
- ・ 市民の参加と意識やライフスタイルの転換により温室効果ガスの削減を進める。
- ・ 産業分野における温室効果ガス排出量削減に向けた研究会を立上げ、温室効果ガス排出削減行動を促進する。
- ・ 通勤車両の電気自動車への乗換え促進等による温室効果ガス排出量の少ない乗り物へ転換誘導 等。

【長野県伊那市（人口：約 7.1 万人）】

○地球環境保全協定

平成 20 年 2 月に新宿区と地球環境保全協定を締結した。CO₂の吸収量増加を目的とした森林保全等の実施について連携を図るものであり、伊那市の平地林を活用した体験学習事業を実施するとともに、森林保全事業により増加した CO₂ 吸収量を新宿区内の CO₂ 排出量から相殺する仕組み（カーボン・オフセット）を構築することになっている。

【愛知県田原市（人口：約 6.5 万人）】

○たはらエコ・ガーデンシティ構想

遊休地に菜の花を咲かせて農地を蘇らせる「菜の花エコプロジェクト」。家畜排泄物や下水汚泥等のエネルギー化・資源化を目指す「廃棄物リサイクルプロジェクト」、豊富な自然エネルギーを利用する「エコエネルギー導入プロジェクト」、都市機能を充実し人にやさしい街を目指す「コンパクトシティプロジェクト」及び「省エネルギー推進」等の各施策を推進。

○温室効果ガス削減目標 10%

2010 年度（平成 22 年度）の温室効果ガス削減目標を 1990 年度（平成 2 年度）比マイナス 10%と定め、市民、事業者、行政等が一体となり、人と環境にやさしいエコの街づくりを進めている。

【愛知県新城市（人口：約 5.2 万人）】

○チーム・マイナス 6%しんしろ

国の「チーム・マイナス 6%」を踏まえた取組として、市全体をひとつのチームとして、地球温暖化防止に「無理なく」、「楽しく」取り組み、大きな成果を挙げていくために「チーム・マイナス 6%しんしろ」を発足。市職員の率先行動から市民へと取組を拡げている。

【福井県池田町（人口：約 3.500 人）】

○生ごみの堆肥化事業（食Uターン事業）

家庭の生ごみを「資源」と位置づけ、牛ふんにもみがらを混ぜて品質の良い堆肥（土魂壤：どこんじょう）によみがえらせる食Uターン事業を進めている。

各家庭では水切りや分別を徹底し、町民ボランティアが生ごみを回収する。できた堆肥は環境配慮型農業（ゆうき・げんき・正直農業）で利用され、安全安心な農産物に生まれかわり、家庭の食卓に帰ってくるというしくみである。

○エコポイント事業

環境問題の啓発・環境行動を推進するために、エコポイント事業を展開している。環境に優しい活動（エコ活動）を行い、ポイントカードにスタンプを押してもらい、カードが満点になったら、協賛店で商品券として使える仕組みを構築している。ここで、エコ行動としては例えば次の行動を挙げている。

- ・ 買い物袋を持参（マイバッグ）して買い物
- ・ 食Uターン指定紙袋購入
- ・ アイドリングストップで給油
- ・ 環境教室、出前講座等に参加
- ・ 再生品を利用しエコマークを集める
- ・ 容器持参で食品購入（豆腐など）
- ・ クリーニング店にハンガー返却
- ・ 空き缶ペットボトル回収機を利用 等